

日ロ平和友好協力条約の金子私案

金子 利喜男

目次

はじめに

I 序論

- II 4 島日本帰属にかんする日ロ平和友好協力条約案
2 島は5年内に、残り2 島は20 年内に引き渡し
第1章 領土問題の段階的解決
第2章 国籍、財産、離島及び免税
第3章 非核平和地帯
第4章 資源保護及び環境保全
第5章 紛争解決
第6章 批准及び正文

ロシア人自治区に関する議定書

総則 自治区議会 行政 司法 非核平和地帯
経済及び社会制度 教育及び文化制度 自治区再検討会議

平和友好協力、環オホーツク海圏及び環日本海圏に関する議定書

総則 政治的協力 経済的協力 文化面での協力
教育面での協力 医療面での協力
環オホーツク海圏機構 定義、目的及び構成 非核平和地帯理事会
友好関係理事会 経済理事会 資源保護理事会
教育文化科学理事会 圏制度再検討会議
環日本海圏機構 定義、目的及び構成 総会 平和理事会
航空海上運輸理事会 その他の理事会 事務局 第3 国との関係
平和友好協力全体会議

平和的解決機構に関する議定書

日ロ事実調査委員会 日ロ裁判所

Ⅲ 中間条約としての日ロ共同宣言案

まず 2 島引き渡しは中間条約で、最終解決を平和条約で

Ⅳ もっとも公正な日ロ平和友好協力条約の金子 A 案

2 島先行解決、残り 2 島は 30 年に調停開始、46 年に ICJ へ

国後島及び択捉島の帰属問題の解決に関する議定書

第 1 章 総則

第 2 章 外交交渉

第 3 章 国際調停

第 4 章 国際司法裁判所による解決

第 5 章 国後島及び択捉島の地位の形態

色丹島のロシア人自治区に関する議定書

第 1 章 総則

第 2 章 自治区議会

第 3 章 行政

第 4 章 司法

第 5 章 非核平和地帯

第 6 章 経済及び社会制度

第 7 章 教育及び文化制度

第 8 章 自治区再検討会議

V 3 島日本帰属の平和友好協力条約案

国後は日本領、択捉はロシア領、経済水域で衡平を調整

Ⅵ 2 島日本帰属の平和友好協力条約案

議定書で「+ a」を調整できる

む す び に

4 島日本帰属は互惠友好の精神に基づきダイナミックな協力で

はじめに

日ロ両国の関係改善は、当然わが国と北海道の活性化だけでなく、世界の雰囲気を変えるのにも相当寄与することもあって、日ロ間の領土の領土問題を打開し、極東の状況を変革する必要がある。

問題打開の効果的な一方法は、じっさい平和条約案を提示しつつ、まず合意できる部分だけでも積みかさねていくことであるが、残念ながら、その面で歴代の日ソ・日ロ政府間には、両国民が読むことのできる条約案、その諸条項のごくわずかな合意さえなく、その面で成果を生んでいないといえる。だいたい日ロ両国は、具体的平和条約案を提示しているものであうか。

たとえ一挙に平和条約を締結できないとしても、その難所は国境画定問題であり、その他の諸問題は比較的容易に合意できる事項もある。たとえば、離島の自由、残留ロシア人の国籍選択権、基本的人権の保障などである。合意できそうなのは、今回の第5次金子A案では、その第6条から第16条までである。（291-292頁）

これらの部分だけでも、合意を積みかさねていき、日ロ平和条約のいちおうの輪郭をつくるだけでも、かなり意義あることである。それは、目にみえる成果となり、平和条約締結の促進剤となろう。

鳩山由紀夫政権下で、首相みずから訪ロする予定になっていたが、2010年6月新たに政権についた菅直人首相は、消費税10%導入の是非をめくり戦われた参院選挙で敗北し、政局が流動的になったため、首相代行として、前首相の鳩山由紀夫氏を9月に訪ロさせることにした。

日本政府は、段階的4島日本帰属、すなわち2島+aの先行解決、残り2島のその後の返還をまずは求めるかもしれない。そのさい、この種の金子私案が参考になれば幸甚である。私は、今回それだけでなく、その他いろいろな選択肢の条約案をも参考用に提示した。

I 序論

4 島要求ならダイナミックな互惠精神 交渉に合わせ、国際調停や司法的解決を併用することが、領土問題のもっとも公正かつ確実な解決方法であるが⁽¹⁾、日ロ両国が調停や裁判を敬遠するなら、それ抜きの代案を提示することも有益である。そのような第 1 次金子案の全文は、2010 年 6 月 5 日に、小樽市で鉢呂吉雄国会議員のゼミが開催されたとき、民主党の領土問題担当の同議員に手渡した。

この案は、ほぼ金子 A 案の諸条文 (289-299 頁) と同じであったが、ただ調停と裁判にかんする第 3 条、それにもとづく議定書が削除されている。第 1 次案には、平和的解決機構にかんする議定書がある。今回の第 2 次案には、ロシア人の自治区にかんする議定書、さらにもっとも重要な「平和友好協力、環オホーツク海圏及び環日本海圏に関する議定書」が追加されている。

4 島を日本に帰属させようとする提案は、ことごとく歴代の日本側首脳が、ソ連側だけでなく、ロシア連邦首脳陣からも拒否され続けたものであり、そのことをかんがみるなら、選択肢は 4 島でなく 3 島で妥協するか、あるいは絶対 4 島でなければならないとすれば、日本側がそれ相当に譲歩し、give and take の give の部分を多くしなければならない。または give and take の総体をダイナミックなものとし、4 島日本帰属によるロシア側の損失感をなくすことである。たとえば、日本はハイテク、ノウハウ、資本などを北方 4 島、ロシア極東、シベリア、それにロシアが求める他の地域にも提供し、インフラ整備等にも協力して、その代わりに、全係争島の日本帰属をふくめ、それ相当の代価をロシア側も日本側に与えることである。これは日ロ両国と国民がその力を合わせる新機軸だ。

このような互惠的關係は、相互協力と環オホーツク圏構想にかんする議定書で提示しているように、経済的分野のみならず、政治、軍事、文化面などでも構築できよう。今回まず提示するのは、そのような 4 島日本帰属 (2 島先行引渡し) の金子案である。(256-283 頁)

調停と司法的解決の探究 他方、調停や裁判を交渉と併用する方法も練磨する必要がある。なぜならば、前記の4島返還の条約案は、その合意が五里霧中のなかにあるからだ。

2009年12月15日、筆者が自分の国際関係論の授業を公開して、「より良い世界と日ロ関係の改善を望んで」というシンポジウムを開催したとき、パネリストのロシア総領事サープリン氏は、領土問題は将来の世代に任じたほうがよいのでないかとの考えを表明し、同時に戦後の現状維持を定めるサンフランシスコ講和条約の第8条に注意を喚起した。このような発言の背景には、とりわけ、昨年に固有領土論を法制化した、いわゆる「北特法」がある。これにロシア側は強く反発し、かれらの気持ちは、平和条約締結の雰囲気からほど遠いところにあった。2010年の春、町内会長である私の友人が、係争諸島の折半の着想を吐露し、またそれ以前に折半の諸事例や考え方が浮上していたこともあって⁽²⁾、そのような場合の一選択肢の条約案を今回は具体的に試みた。

日ロ平和条約のA案 かつて私は、調停と裁判の利用度により、AからG案までの諸条約案を構想した⁽³⁾。平和条約の第1次A案は、交渉、国際調停、司法的解決を併用する案であり、交渉で2030年まで解決できなければ国際調停を利用し、それもでも2045年まで解決できなければ、翌年には国連の国際司法裁判所（ICJ）に解決をまかせるという、裁判ぎらいな日ロ両国家側に相当譲歩している構想であるが、前記シンポジウムではこのA私案について、サープリン氏は、それほど関心をしめさず、2045年に国際司法裁判所が存在するかどうかは分からないと言及した。

そのAからG案までは、3月20日、わが北海道ロシア文化協会総会にロシア総領事サープリンと鈴木宗男衆議院議員（衆議院外務委員長）が臨席した機に両氏にも渡し、同月22日には北海道新聞の「私の発言」の欄にはA案を紹介した。

鈴木宗男議員は、私の持論である交渉と司法的解決は「一考するに値する」⁽⁴⁾と考えていたので、私は同議員に注目した。

象牙の塔から街中へ 筆者は、大学で領土問題を講義するだけでなく街にでて、もっと道民に語りかけ、大衆の意見をもとりいれ、私の修正をも追加しつつ、従来の散発的な学外での講演をいっそう組織的に展開することも重要であると感じた。

そこで、まず3月25日に函館市、それに4月10日に根室市でシンポジウムを開催し、前記の第1次金子A案の第3条を「又は他の平和的解決機関」というように、サープリン氏から反論される材料を少なくするために、「又は他の平和的解決機関」という語句を追加修正して第2次金子A案を提示した。他の実質的な追加は、資源保護と環境保護の条項、ならびに返還後の紛争解決機構にかんする議定書である。(この議定書は280-283頁、このときの質問は脚注)

北特法は逆効果 翌5月15日の根室でのシンポジウムには、サープリン氏が出席することになっていた。その前日、根室市の誰もが総領事の中標津空港で迎えることができなかつたので、結局、私が出迎えた。その日は快晴。空港から根室市まで、爽快な気持ちでドライブする。

車中、もっとも印象に残った総領事の言葉は、「北特法」のように日本側が執拗にロシア側に冷風を送るなら、それは逆効果であり、ロシア側は平和条約を締結する気にならず、日ロ平和条約がなくともしょうがない；それはドイツと平和条約が締結されていないが、現状維持で合意されているのと似ている、ということである。

脚注 このシンポジウムで、あるジャーナリストが2016年に解決の選択肢を限定するとの第3条は期限が短すぎるのではないかと指摘した。これは考慮するにあたいするように思われた。というのも、外交交渉で、あれこれ無定見に交渉のテーブルのうえに議題が羅列されてよいわけではないが、いろいろある選択肢のなかから、何を、いつまでえらぶかを時間をかけて決定することは効果的な一方法となりえるであろうし、他方において、その間に状況の変化で何か良い手法や結果がでることもありうるからだ。(しかし、そのような良い結果がでない場合は、時間の浪費したことになるといえよう。)

風通しをよく 5月15日の第3次金子A案では、「2017年から2020年までの期間中」とのように、解決方法の選択期間を延長し提示した。その他の追加は、国後島及び択捉島の帰属問題のほか、いかなる領土問題も存在しないとの第5条（290頁）である。

このシンポジウムにも、ロシア総領事サープリン氏に参加していただいたので、翌16日には同市内で私主催の昼食会をひらいて、相互の風通しをよくするために、同総領事、根室市議、パネリスト、ジャーナリストらと歓談した。このような場の設定は、相互理解を促進し、平和条約の早期締結の一助になろう。1875年の千島樺太条約締結前に、日ロ双方は招待したり、されたりしたものである。

46年ICJへ付託でも最後の最後まで交渉可能 日ロ両政府が金子A案のような案に署名しやすくするため、6月18日、北海道大学の学術交流会館で公表した第4次金子A案には、2点だけ追加した。両国家が、その立場を最後の最後まで維持できる余地を残したのである。

すなわち、紛争解決に関する議定書の選択肢のなかに追加した選択肢は、「平和条約調印前のロシア連邦の主張に基づく解決」と「平和条約調印前の日本国の主張に基づく解決」（296頁）だ。



18日当日のパネリスト、つきさむ62提供

これは双方の立場の出発点であり、また2045年までも双方は自国の主張を維持できるので、この2つの選択肢の追加は、両国にとり確実な安全弁にもなっている。正確に言えば、翌2046年にICJに領土問題が付託されたにせよ、その判決が言い渡される直前まで外交交渉を継続できるような条約案を提示した。

ロシア総領事サープリン氏には、この北大でのシンポジウムにも参加していただいた。ここでも、総領事はサンフランシスコ対日

講和条約第 8 条 (251 頁) だけでなく、国連憲章第 107 条の「この憲章のいかなる規定も、第 2 次世界戦争中にこの憲章の署名国の敵国であった国に関する行動でその行動について責任を有する政府がこの戦争の結果としてとり又は許可したものを無効にし、又は排除するものでない。」との**敵国条項**にも言及した。このような発言も、北特法にたいする反発であることが明らかであった。(脚注)

21 世紀の要請に沿うべき 「第 2 次大戦終結の日」の法制化は、北特法の「固有領土」の法制化への反発であるが、日ロ双方のこのような流れは 21 世紀の要請に逆行している。日本側が知るべきは、**固有領土論**を支持しない、権威ある国際法学者は圧倒的多数であり⁽⁵⁾、**同論の支柱となる国際判例**はほぼ皆無であるにたいし、不利な判例(次頁参照)は圧倒的に多数あるということである。他方、ロシア側が知るべきは、「第 2 次大戦終結の日」は、その制定の過程からして、第 2 次世界大戦に責任のない世代の大多数の日本人に屈辱感をあたえがちであり、それに係争諸島での軍事演習などは時代に逆行しているということである。

両国の政治家は、極端に走るべきではない。また相手を見捨てる独善と利己主義に陥ってもならない。そのような手法から脱却して、まったく正反対の**友好と互恵の精神**に立脚すべきである。

脚注 **ロシアは「第 2 次大戦終結の日」を制定** 昨年 (2009 年) の北特法は、係争諸島を日本固有領とし、国際法上も日本領として法制化したものとみられる。他方、10 年 7 月 25 日、ロシア大統領府は、メドベージェフ大統領が 9 月 2 日を対日戦勝記念日とする法改正案に署名したと発表し、正式名は「第 2 次大戦終結の日」と表現を和らげているが、これも北特法への反発である。

20 世紀末、当時のエリツィン大統領は日本との関係に配慮して、そのような法改正案に拒否権を発動して廃案にしていたのであるが、今回のメドベージェフ大統領の署名はなにを意味するであろうか。明らかに、北特法と正反対に、係争諸島はロシア領土あるとの立場を対抗的に明確にしたということであろう。

現行2条約と当初の解釈 サンフランシスコ対日講和条約は、「日本国は、千島列島・・・に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」と定めた。その条約締結当時、日本政府も、また連合国側も、わが国が放棄した「千島列島」に少なくとも国後島と択捉島はふくまれるとの見解であった。

ところが、日本政府は、1955年の対ロ交渉で、国後と択捉は日本領であるとの立場で交渉するようになり、日ソ両国はその妥協的産物として、1956年に日ソ共同宣言を締結し、ソ連邦は「日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。」と合意した。

法的支柱の危うい固有領土論 わが国は、北方領土は日本固有の領土であり、国際法上も日本領であるとトーンアップしてきたが、その固有領土論を支持しない国際法学者は圧倒的多数であり⁽⁵⁾、同論に不利な国際判例は圧倒的に多数あるということである。（これらの判例によれば、放棄の範囲は条約交渉者が交渉当時に考えていたと合理的に想像されるような範囲である⁽⁶⁾；講和条約中の放棄条項より決定的なものはない⁽⁷⁾；条約発効後の別の主張は放棄した土地の要求のむしかえしである⁽⁸⁾；等々だ。）それゆえ、法的側面からロシアにたいし固有領土論で攻めることには問題ある。むしろ、強調すべき点は、第2次世界大戦まで北方領土はどの外国領土でもなかったという事実、スターリンの領土欲、日本人の国民感情などであろう。

やる気と喜びの源 なにより重要なことは、対抗意識ではなく、友好と協力、過去より将来志向だ。力を合わせて、新しい日ロ関係や世界を樹立しようとする心構えである。それならば、難問にもなんらの突破口がみいだされるかもしれない。少なくとも元気が沸く。環オホーツク圏機構も、環日本海圏機構も、日ロ双方にさらに興味深いものにする 것도可能だ。ダイナミックかつ多面的な互惠関係の促進が4島日本帰属の可能性を高めよう。

本稿は、北方領土問題の日ロの関係者に送付する。まずは以下のような一連の諸条約案を組上に載せたい。

II 4 島日本帰属の日ロ平和友好協力条約案

2 島は 5 年以内に、残り 2 島は 20 年以内に引き渡し

日本国とロシア連邦との平和友好協力条約

日本国及びロシア連邦は、

平和友好協力条約交渉が妥結したことを満足の意をもって回顧し、世界平和を強化し、隣国である両国の国民がさらに協力しあうためには、同時に平和友好協力条約の当事者及び関係者の利益を公平に考慮することが重要であることを認識し、

1956年の日ソ共同宣言にしたがい、ロシア連邦が日本国に歯舞群島及び色丹島を引き渡し、そして両国と両国民の宿願である日ロ平和条約を締結することが、たんに両国の民族だけでなく、世界各国も歓迎するであろうことを確信しつつ、

さらに、1951年に調印されたサンフランシスコ対日平和条約は、日本国による千島列島の放棄を定めていたが、他方、第2次世界戦争終結までは国後島及び択捉島がいずれの外国の領土でなかったという歴史的事実を考慮し、

今より20年以内に国後島及び択捉島の日本領帰属を確定して、日ロ両国がいっそう強力なパートナーとなって、日ロ関係全般を平和、友好、協力及び戦略的互惠精神⁽⁹⁾に基づき、ダイナミックに発展させる決意を新たにし、

広範な自治権が、色丹島、国後島及び択捉島の住民に付与されることに合意しつつ、

ここに至って、日ロ両国のため、この「日本国とロシア連邦との平和友好協力条約」を締結することを決断し、このため次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。〔委員名が列記される〕

これら全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認め、201?年?月?日に、次のとおり協定した。

第1章 領土問題の段階的解決

第1条 日本国とロシア連邦は、世界平和、武力不行使、軍備縮小、国際紛争の平和的解決、相互協力及び相互理解に基づくより良い地球共同体を發展させる目的で、互いに協力することを約束する。

第2条 日本国とロシア連邦は、前条の目的を日ロ関係でも達成し、又われらが2国の関係全般をダイナミックに活性化する目的で、この条約の平和友好協力、環オホーツク海圏及び環日本海圏に関する議定書に基づき、両国のパートナー関係を強化しなければならない。

第3条 1 1956年10月の日ソ共同宣言に基づいて、ロシア連邦は、まず第1に、この条約発効から5年以内に色丹島及び歯舞群島を日本に現実に引き渡すものとする。

2 両国は、アイヌ民族の先住権を両国の国内法で考慮しなければならない。

第4条 1 ロシア連邦は、再度日本国の要望にこたえ、この条約発効後、20年以内に国後島及び択捉島を日本国へ引き渡すものとする。

2 その実現まで、日本国はロシア連邦による国後島及び択捉島の支配を事実上も法的にも⁽¹⁰⁾承認するものとする。

3 この段階では、アイヌ民族の先住権は、できるだけ国際的慣行に従って総体的に考慮されなければならない。

第5条 日本国及びロシア連邦は、国後島及び択捉島の帰属問題以外、両国間にいかなる領土問題も存在しないことに合意する。

第 2 章 国籍、財産、離島及び免税等

第 6 条 日本国の主権のもとにおかれた島に残留するロシア人は、その意思によりロシア人の国籍を保持することができ、日本国籍の取得を望むなら、それを日本国法により取得でき、又は同時に両国の国籍⁽¹¹⁾をも保持できるものとする。

第 7 条 ロシア国籍を保持し続ける残留者は、日本の管轄権に服し、職業、財産、宗教等に関して、日本国民と同じように扱われる。

第 8 条 ロシア連邦は、別表に掲げられている公共営造物と公共財産を除き、日本の主権下におかれるべき諸島にある公共営造物と公共財産を完全な主権とともに日本に譲与する。

第 9 条 ロシア人は、その不動産を売却して本国に退去でき、その離島費を日本政府は、別表に従って補償するものとする。

第 10 条 日本領と確定される島に入るロシア船及び航空機のために、その確定後 10 年間、港税及び関税が免除され、又ロシア国籍を保持する残留ロシア住民は、一定の範囲でかつ自治区税を除いて、その生涯中に日本国の国税から免除されるものとする⁽¹²⁾。

第 3 章 非核平和地帯

第 11 条 1 齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島を非核平和地帯とする。日本国及びロシア連邦は、そこに核兵器の施設を含む軍事上の工作物を築造してはならず、軍事演習も行ってならない。

2 日ロ両国は、間宮海峡、宗谷海峡及び津軽海峡の自由航行を妨害することのある軍事上の措置をとってはならない。

第4章 資源保護及び環境保全

第12条 日本は、その主権のもとにおかれる島の沿岸での漁業権をロシア人に許与するために、ロシア漁業者の実績を考慮しつつ、ロシア連邦と協定を締結することを約束する。

第13条 係争諸島の帰属先いかににかかわらず、これらの諸島だけでなく、その周辺の知床半島及びウルップ島などでの経済行為、その他の活動は、厳正で適切な資源保護及び環境保全を大前提にして行うことを日ロ双方が約束する。

第5章 紛争解決

第14条 1 この条約のいずれかの締約国が、交渉又は他の方法で解決されないこの条約の解釈又は実施に関する紛争が生じたと認めるときには、紛争は、いずれかの紛争当事者の要請により、日ロ平和的解決機構又は国際司法裁判所に決定のため付託しなければならない。

2 この前者の機構を設立するにあたり、日ロ両国は、アイヌ民族の意向をも考慮しなければならない。

第6章 批准及び正文

第15条 この日ロ平和友好協力条約は、批准されなければならない、それは、批准書を交換した日に効力を生ずる。その交換は、できる限りすみやかに東京で行われなければならない。

第16条 201?年?月?日、?において作成された日本語、ロシア語及び英語による本書3通は、ひとしく正文であるものとする。

ロシア人自治区に関する議定書

第 1 章 総則

第 1 条 (広範な自治) 1 広範な自治権が、色丹島、国後島及び択捉島（以下、自治区 3 島という）の住民に付与される。

2 自治区 3 島は、統合された形態での単一の自治区となる。

3 日本国は、できるだけ従来のものでその諸制度を尊重する。

第 2 条 (水準の相当な向上) 日本国は、自治区においては、教育、医療、産業、交通、その他のインフラ、生活水準の面で、別表の数値を目標として、相当な向上を計らなければならない。

第 3 条 (自治の範囲) 1 自治は、自治区内で、かつ本議定書及び細則に別段の定めがない限り、教育、文化、保健、医療、環境、産業、経済、交通、警察、郵便などの分野で行うことができる。

2 第 8 章の定める自治区再検討会議が、その他の分野及び各分野の細目を自治区の管轄事項として追加できるものとする。

第 4 条 (歯舞群島) 歯舞群島の統治形態は、日本国法が決定する⁽¹³⁾。

第 5 条 (基本的人権及び先住権) 自治区では、国際連合で採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」を適用し、できるだけ国際慣行に従い、アイヌ民族に先住権が付与されなければならない。

第 6 条 (外交権) この議定書に別段の定めがない限り、日本国が自治区の対外的関係を定め、自治区に関する外交権を有する。

第 7 条 (自治区庁) 自治区庁の所在地は、国後島内とする。

第2章 自治区議会

第8条（構成及び任務） 1 自治区議会の構成及び任務は、別段の定めがない限り、必要な変更を加え、従来のを準用できる。

2 議会の任務には、とりわけ、日本国、北海道及びその自治体との友好協力関係の促進が謳われなければならない。

3 自治区議会は、自治区再検討会議の理事会の承認をえた後、自治区3島の各島議会の構成及び任務を決定することができる。

第9条（特別法） ロシア人自治区のみに適用される日本の特別法は、法律の定めるところにより、自治区住民の一定数の同意がなければ、日本国会は、これを制定することができないものとする⁽¹⁴⁾。

第10条（選挙権及び被選挙権） 1 自治区議会に関しては、日本国籍を取得したロシア人のみならず、ロシア国籍を有するロシア島民も、同議会の選挙権を享有できる。

2 自治区議会に関しては、日本国籍を有する者が被選挙権を享有するものとする。

第11条（日本国の国政選挙及び地方選挙） 1 日本国の国政選挙に関しては、自治区においては、日本国籍を有する島民だけが、選挙権及び被選挙権を有する。

2 自治区3島の住民は、道議会及び他の道内自治体議会に関する選挙権及び被選挙権を有しないものとする。

第12条（ロシア連邦の国政選挙及び地方選挙） 1 ロシア連邦の国政選挙に関し、自治区においてロシア国籍を有する島民が、選挙権及び被選挙権を有する。

2 ロシア国籍を有するロシア島民でも、ロシアの地方議会に関する選挙権及び被選挙権を有しないものとする。

第 3 章 行政

第 1 3 条 (自治区長) 自治区長は、日本国籍を有している者の中から、住民の直接選挙で選出されるものとする。

第 1 4 条 (構成及び任務) 1 自治区の行政機関の構成及び任務については、本議定書に別段の定めがない限り、必要な変更を加え、従来の規則が準用される。

2 ロシア人自治区は、行政上 3 つの自治体、すなわち色丹島自治体、国後島自治体及び択捉島自治体からなる。

第 1 5 条 (日本政府任命による公務員) 日本政府の要請によって、自治区再検討会議下の理事会の承認があれば、自治区は日本政府の指名又は派遣の警察官及び他の公務員の常駐及びその任務の遂行を認めなければならない。

第 4 章 司法

第 1 6 条 (継続性) 自治区の司法制度も、必要な変更を加えつつも、できるだけ従来のそこでの諸制度を尊重しなければならない。

第 1 7 条 (自治区裁判所) 自治区裁判所が第 1 審の裁判所となり、第 2 審裁判所は釧路地方裁判所、第 3 審は札幌高等裁判所とし、日本国最高裁判所への上訴もできるものとする。

第 1 8 条 (裁判の公開) 裁判の対審及び判決は、これを公開法廷で行う。判決の要点は、日本語でも公表されるものとする。

第 1 9 条 (検察) 自治区検察官は、自治区裁判所の定める規則で、自治区再検討会議によって承認されたものに従うものとする。

第5章 非核平和地帯

第20条（目的） 日本国及びロシア連邦は、世界平和の樹立に寄与するため、4島及び別表の地域を非核平和地帯として宣言する。

第21条（禁止事項） 1 日本国及びロシア連邦は、この地帯に軍事施設及び軍人を配置せず、また武器を生産してならない。

2 日本国及びロシア連邦は、この平和地帯で今後いかなる時でも軍事演習を行わないものとする。

3 4島住民は、日本国及びロシア連邦の兵役から免除される。日本国は、自治区の島民を自衛隊員として採用してならない。

第22条（非軍事地帯） 1 日本国及びロシア連邦は、4島が前条の定める非核平和地帯に留まっている限り、その地帯内で及び同地帯に対し、いかなる時いかなる軍事的行動をもとらないことを厳粛に約束する。

2 日ロ両国は、世界のすべての国家もこのような4島の非核平和地帯の地位を尊重し、いかなる時いかなる軍事的行動を4島に対してとらないよう共同して要請する。

第23条（積極的平和） 争いの島から平和な島に一変した自治区は、国際連合と協力して、積極的平和の模範となり、その発進基地とらなければならない。

第24条（平和教育及び催事） 積極的平和を促進するため、自治区は下記のような任務を有する。

- a. 係争地が平和地帯になる意義を含めての平和教育の促進。
- b. とくにアジア諸国への平和地帯化に関する情報提供。
- c. 諸民族間及び諸国間の平和に関するさまざまな催事の促進。

第 6 章 経済及び社会制度

第 25 条 (生活水準の格段の向上) 日本国は、北海道及びロシア人自治区と緊密かつ強力に協力しつつ、別表の目標数値が示しているように、自治区の生活水準が相当に向上するよう努力する。

第 26 条 (経済制度) 1 ロシア人自治区において、ロシア通貨は、別段の定めがない限り、従来のとおり通用するものとする。

2 公的機関の予算及び決算は、円建てでも作成される。

第 27 条 (国税) 1 日本国は、係争島の日本国帰属が確定した後 20 年間、自治区、同区内のいかなる公法人、私法人、団体及び個人についても、いかなる国税その他の納付金をも免除する。

2 この 20 年経過後は、第 8 章の定める自治区再検討会議が、日ロ平和友好協力条約第 10 条を留保して、国税及び自治区の税制を具体的に決定することができる。

3 同種の租税項目について、2 重国籍を有するロシア島民への 2 重課税は認められず、そのさいは自治区の課税権が優先する。

第 28 条 (関税) 1 日本国が、自治区内に輸入または同区から輸出される財貨に対する関税率を決定することができる。

2 日本国が自治区内の税関を管理する。ただし、そこで得られる関税及び財貨は、税関の管理費を控除して、自治区に帰属する。

第 29 条 (自由往来) いかなる日本人も自治区を、及び自治区のいかなるロシア住民も日本国を、自由に往来することができる。

第 30 条 (ビザなし渡航) ロシア人自治区で日本の国籍を取得した住民は、ウルップ島以北の千島列島、カムチャッカ半島、サハリン、沿海地方、ハバロフスク地方にビザなしで渡航できるものとする。

第7章 教育及び文化制度

第31条（教育制度） 自治区は、日本の教育制度を考慮しつつ、この自治区に最適な教育制度を導入することができる。

第32条（自治区教育委員会） 自治区教育委員会は、自治区の教育水準を格段に高めることを目的として、日ロ同数の成員によって構成される。これは自治区再検討会議が具体的に決定する。

第33条（一般教育） 自治区の学校教育及び生涯教育で、日本人とロシア人との相互理解の増進が図られなければならない。

第34条（英才一貫教育） 日ロ関係の専門家を養成するために、幼児期から開始される英才一貫教育が根室市及び国後自治体内で行われる。

第35条（文化） 自治区において、ロシア人の文化、宗教及び思想の自由、言語、習慣並びに生活様式は、尊重されなければならない。

第36条（公用語） 自治区の公用語は、ロシア語及び日本語とする。

第8章 自治区再検討会議

第37条（構成及び任務） 1 この議定書及びその細則を再検討するため、5年ごとに日ロ同数の成員からなる自治区再検討会議が開催される。

2 再検討会議の下に、理事会及び各種委員会を設置できる。

第38条（理事会） 自治区理事会は、自治区再検討会議から委任された任務を遂行しなければならない。

平和友好協力、環オホーツク海圏 及び環日本海圏に関する議定書

第 1 章 総則

第 1 条 (一般的な関係改善) この議定書は、戦略的互惠精神に基づき、北方領土及びその周辺区域だけでなく、日本国及びロシア連邦の全般的諸関係のダイナミックな改善を目的とする。

第 2 条 (第 3 国への無害) 前条で定められている目的は、いずれの国家にも対抗するものでなく、善隣関係に基づき、より良い地球共同体の発展に寄与せんとする普遍的かつ総体的な目的の一部を構成するものでなければならない。

第 3 条 (環オホーツク海圏の特別な地位) 日本国及びロシア連邦は、本議定書第 7 章の定める環オホーツク海圏を日ロ間の平和、友好及び協力の原初的な象徴とし、その地位を尊重する。

第 2 章 政治的協力

第 4 条 (全人類の視野) 日本国及びロシア連邦は、21 世紀の要請に沿って、軍備縮小及び全方位の善隣関係が強化されるように最善の努力をし、全人類の視野から協力し合わなければならない。

第 5 条 (平和的解決) 日本国及びロシア連邦は、両国間の紛争をもっぱら平和的手段で、かならず解決することを約束する。

第 6 条 (武力不行使) 日本国及びロシア連邦は、国際連合の安全保障理事会が明示的に承認しない戦争または武力行使を承認しないものとする。

第3章 経済的協力

第7条（経済関係の強化） 相互的利益の原則に基づき、日本国及びロシア連邦は、経済分野における両国の政府及び国民の協力関係を強化して、それをいっそう組織化しなければならない。

第8条（協力形態） 1 日本国及びロシア連邦は、日ロ経済協力の中長期計画及び5か年計画を策定しなければならない。

2 両国間の経済協力の基本的目標及び数値化された具体的指標は、この議定書の別表に従って達成されるものとする。

第9条（エネルギー開発及び安定供給） 日本国は、ロシア連邦における石油、天然ガス、その他のエネルギー源の開発及びそれらの輸送、パイプラインの敷設などに協力し、ロシア連邦は、日本向けエネルギーの安定供給を保障するものとする。

第10条（ハイテク分野における協力） 日本国及びロシア連邦は、互恵の原則に立脚して、ロシア一般、特にハバロフスクを拠点とするロシア極東におけるハイテク地帯の発展に協力する。

第11条（インフラ分野での協力） 日本国は、相互的利益の原則に基づき、シベリア鉄道及びシベリア横断道路の高速化を含むロシア連邦のインフラ分野において、同国政府及び国民と協力する。

第12条（投資保証協定） 1 投資保証条約は、巨大プロジェクトについて、投資家に故意又は過失がない限り、資本受入れ企業側の国家が一定の連帯責任を負うことを定めるものとする。

2 日ロ両国は、この議定書、細則又は本議定書第8条の別表から生ずる紛争について、交渉、その他の平和的解決手段で解決できない場合、別の議定書が定める日ロ裁判所に付託できる。

第 4 章 文化面での協力

第 13 条 (文化スポーツ交流) 日本国及びロシア連邦は、両国間の文化スポーツ交流をいっそう促進しなければならない。

第 14 条 (日ロ会館) 日本国は、ロシア連邦との相互理解を深め、日本文化及び国技のスポーツを普及するため、ロシア連邦の友好都市に日ロ会館を建設することに協力する。

第 15 条 (公平な報道) 日ロ両国の報道機関が、日ロ関係について過度に民族主義的にならないようにする目的で、中立的かつ複眼的な日ロ混成の報道機関⁽¹⁵⁾の設立を促進する。

第 5 章 教育面での協力

第 16 条 (相互理解の促進) 日本国及びロシア連邦は、両国の国民がテレビブリッジ及び他の直接的視覚手段を多用して、相互理解ができるような場の設定を促進しなければならない。

第 17 条 (専門家養成機関) 発展した段階の日ロ関係に対応する目的で、日本国とロシア連邦は、専門家養成のための幼児期からの一貫英才教育を導入しなければならない。

第 6 章 医療面での協力

第 18 条 (緊急受け入れ) ロシア人が日本国の医療機関での治療を緊急に必要とする場合に、日本国へその患者の入国を認める。

第 19 条 (医療機器) 日本の医療機器がロシアのものより相当に高い場合に、別表に沿って、その提供と研修が無料で行われる。

第7章 環オホーツク海圏機構

第1節 定義、目的及び構成

第20条（定義） 1 環オホーツク海圏（以下、圏）とは、オホーツク海、千島列島、カムチャッカ州、コリャック自治州、マガダン州、ハバロフスク地方、サハリン島及び北海道の全域をいう。

2 総会は、その他の地域をこの圏に編入することができる。

第21条（目的） 圏の全般的発展のため、環オホーツク海圏機構（以下、機構）を設立し、その主要目的を下記のようなものとする。

- a. 圏を軍備拡張でなく、より平和な友好及び協力の場とする。
- b. 圏内の経済、教育、文化及び他の分野の水準を高める。
- c. 圏内外の諸関係を調整し、提案を決定する先導者となる。

第22条（構成） 機構の総会は、初段階では、次の成員からなる。

- a. 日本国及びロシア連邦。
- b. 北海道及びサハリン州。
- c. 日本国、ロシア連邦、北海道及びサハリン州が各種理事会に各1名を指名する公務員又は民間人。
- d. 理事会及び委員会の成員。

第23条（決定） 1 機構及び理事会の決議は、日ロ両政府の各代表者の賛成票を含み、北海道知事及びサハリン州知事のうち3者以上の同意を得て、圏機構の決定として施行される。

2 圏機構及びその成員の意思表示は、インターネット、テレビジョン、eメール、ファックス等の手段でも行うことができる。

第24条（出資及び所在地） 圏機構設立にあたり、日本国とロシア連邦が同等に出資し、その所在地は札幌市とする。

第 2 節 非核平和地帯理事会

第 25 条 (構成) 1 オホーツク海を非核平和地帯にするために⁽¹⁶⁾、オホーツク海非核平和地帯理事会 (以下、理事会) を設ける。

2 理事会は、それぞれ日ロ双方からの政府及び民間の 4 名、計 8 名で構成される。

第 26 条 (主要任務) 理事会は、下記の任務を有する。

- a. 日本国、ロシア連邦及び他の関係者が、非核平和地帯に関する規則を遵守しているかを調査規程に従って調査する。
- b. この規則に反する恐れのある事実に関して、理事会で判断できないときに、その問題を「平和的解決機構に関する議定書」で定められている日ロ事実調査委員会に付託できる。
- c. 自治区に関する議定書第 24 条の定める平和教育及び催事は、これをこの機構においても実施する。
- d. 非核平和地帯に関する年次報告を作成する。
- e. 第 9 章の平和友好協力全体会議が指定する他の任務を負う。

第 27 条 (国家の義務) 1 日本国及びロシア連邦は、次のような行動を環オホーツク海圏内で慎まなければならない。

- a. 軍事基地の新設、圏内の対 GNP 軍事費率と軍事要員の増加。
- b. オホーツク海の海域での軍事演習。但し、潜水艦を含む艦船及び軍人のたんなる通過は妨げられてならない。
- c. ミサイル兵器の相手締約国を標的とするセット
- d. 無防備宣言自治体にたいする軍事行動

2 前項以外も両国は、環オホーツク海圏を平和的にするよう努力し、このような平和地帯の尊重を他国に要請する。

第 28 条 (民間の義務) 圏の平和を維持するため、圏内の民間人は、好戦的な言動を回避し、むしろ平和を探究しなければならない。

第3節 友好関係理事会

第29条（構成） 1 機構内に環オホーツク海圏友好関係理事会（以下、理事会）を設ける。

2 理事会は、それぞれ日ロ双方からの政府及び民間の4名、計8名で構成される。

3 理事会の決定により特別な影響を受けると判断する圏内の姉妹団体は、臨時的に理事会の成員となることができる。

第30条（主要任務） 理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. その自治体間の全般的友好関係を調整し、効率的に促進するセンターとなる。
- b. 非核平和地帯理事会と協議しつつ、これらの自治体が、みずから平和宣言自治体になる決議を採択する道を探究する。
- c. 相手国の言語と文化を学習する課程を姉妹都市内の少なくとも1校で導入する方策を促進する。
- d. インターネット、テレモスト、他の最新の情報手段を駆使し、各姉妹団体間の相互理解を促進する。
- e. 5年毎に友好姉妹団体の長、議員、公務員及び民間の関係者が参加する大会の開催を立案する。
- f. 圏内の友好関係に関する年次報告を作成する。
- g. 第9章の平和友好協力全体会議が指定する他の任務を負う。

第31条（日ロ会館） 1 日本政府は、前条の目的で、自らも出資して、日本側及びロシア側の出資比率にかかわらず、ロシア側の姉妹自治体が管理運営できる日ロ会館が、圏内のロシア側姉妹自治体に建設されることを促進する。

2 ロシア側の姉妹自治体が、日本側による会館の管理運営を希望し、日本側自治体が同意したとき、その日本側自治体又はその指定する日本側の団体が、日ロ会館を管理及び運営できる。

第 4 節 経済理事会

第 3 2 条 (構成) 1 機構内に環オホーツク海圏経済理事会 (以下、理事会) を設ける。

2 理事会は、それぞれ日ロ双方からの政府及び民間の 10 名、計 20 名で構成される。

3 理事会の決定により特別な影響を受けると判断する圏内の経済団体は、臨時的にその成員となることができる。圏内外の国家及び経済人は、理事会でオブザーバーになることができる。

第 3 3 条 (主要任務) 理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 機構の年間、5 年及び長期経済計画を立案し、日本国及びロシア連邦の両政府に同計画を提示する。
- b. 機構独自の年間予算及び決算案を総会に提出する。
- c. 圏の石油、天然ガス、他のエネルギー源の開発、輸送及び販売の全体像を把握し、機構が関係する事項を立案する。
- d. 圏のハイテク移転及びインフラ整備の全体像を把握し、機構の関係する事項を立案する。
- e. 圏の経済発展に資する国際経済大会の組織を立案する。
- f. 圏内の経済に関する年次報告を作成する。
- g. 第 9 章の平和友好協力全体会議が指定する他の任務。

第 3 4 条 (条約案) 理事会は、圏内の日ロ経済関係に関し条約案を作成し、民間人とは協定を締結することができる。

第 3 5 条 (資産) 1 理事会は、会長の下で機構の資産を管理する。

2 理事会は、本議定書第 7 節の定める圏会議が認める範囲で、投機を除き、機構又は同経済理事会の名義において、危険を犯さず機構の資産を運用できるものとする。

第5節 資源保護理事会

第36条（構成） 1 機構内にオホーツク海資源保護理事会（以下、理事会）を設ける。

2 理事会は、日ロ同数の政府及び民間の成員20名からなる。

3 理事会の決定により特別な影響を受けると判断する圏内の団体及び圏外の国家は、臨時にその成員となることができる。

第37条（主要任務） 理事会の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 持続可能な資源維持の目的で、適正な措置を立案する。
- b. 機構の名での勧告案を作成し、又は理事会名で勧告する。
- c. 圏の海洋資源発展に資する国際海洋大会の組織を立案する。
- d. 圏内の海洋資源に関する年次報告を作成する。

第38条（半閉鎖海） 海洋法に関する国際連合条約の当事国である日本国及びロシア連邦は、同条約第123条に従い、オホーツク海を半閉鎖海と宣言する。但し、ここで可能な限り、日ロ両国は諸国の漁民の既得権を衡平に考慮しなければならない。

第39条（日ロ間の協力） 日本国とロシア連邦は、直接に又は適当な地域的機関を通じ、次のことのために努力しなければならない。

- a. 海の生物資源の管理、保存、探査及び開発を調整すること。
- b. 海洋環境の保護に関し、自国の権利及び義務を調整すること。
- c. 自国の科学的調査の政策を調整し、共同計画を実施すること。
- d. これらの措置の促進に協力するよう諸国に要請すること。

第40条（経済水域外の公海） 日本国及びロシア連邦の排他的経済水域に属しない公海において、両国は、生物資源の保存及び管理のために、相互に協力する。

第 6 節 教育科学文化理事会

第 4 1 条 (構成) 1 機構内には、40 名の成員からなるオホーツク海圏教育科学文化理事会 (以下、理事会) を設ける。

2 理事会には、教育、科学、文化、スポーツ及び生活の 5 部を設け、それぞれ日ロ双方からの政府及び民間の 4 名からなる。

第 4 2 条 (教育部) 教育部の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 学校教育及び生涯教育において、圏内の相互理解を促進する。
- b. 生徒及び学生の相手国での研修及び留学を促進する。
- c. 専門家養成のための幼少時からの一貫教育を策定する。

第 4 3 条 (科学部) 科学部の主要任務は、以下のとおりである。

- a. どの科学のどの分野が圏の発展に効果的かを研究する。
- b. そのなかで実用化できるものは、その開発を提案する。

第 4 4 条 (文化部) 文化部の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 圏の発展のため何が文学、演劇、映画、絵画などの各分野のなかで効果的かを研究し、その計画を提案する。
- b. 相互理解の促進のため、公正なテレビ局の開設を促進する。
- c. 圏内の音楽をとおし、希望、喜び、勇気、共感をあたえる。

第 4 5 条 (スポーツ部) スポーツ文化部の主要任務は、以下のとおりである。

- a. スポーツをとおし人びとが交歓できる場の設定を立案する。
- b. 圏内における国際親善試合の指導者の育成に努力する。

第 4 6 条 (生活部) 生活部の主要任務は、以下のとおりである。

- a. 消費者保護、生活環境改善、ボランティア活動を促進する。
- b. 親睦増進、クラブなどの大衆的な場の設定を促進する。

第7節 圏制度再検討会議

第47条（目的）1 日本国及びロシア連邦は、圏制度再検討会議（以下、圏会議）を設置する。

2 別段の合意がない限り、圏会議は、原則として5年ごとに日本国及びロシア連邦で交互に開催される。

第48条（機構と圏会議の関係）1 機構は、圏会議の下にあり、この機構の決定、決議又は細則が、会議の決定に抵触する場合、後者が優先するものとする。

2 両者の関係を維持するため、常設の協議機関を設ける。

第49条（構成）1 圏会議の成員であるのは、次のとおりである。

- a. 第22条で定められているこの機構の成員。
 - b. 第9章が定める平和友好協力全体会議からの15名。
 - c. 圏内日ロ姉妹自治体の首長及び議会代表。
 - d. 日本国又はロシア連邦が必要とみなす他の成員。
- 2 圏会議は、日ロ同数の100名以下の成員からなる。

第50条（任務） 圏会議の主要任務は、次のとおりである。

- a. 圏に関する議定書第7章及びその細則を再検討する。
- b. 圏の適正かつ調和的な発展を確保する。
- c. 圏の発展について、日本国及びロシア連邦に提案する。
- d. 日ロ平和友好協力条約発効の10年後、環オホーツク海圏及び環日本海圏の環連合圏構想の具体的案を検討し、日本国及びロシア連邦に報告する。

第51条（手続）1 圏会議の議長は、5年毎に日本側又はロシア連邦側から交互に選出されるものとする。

2 圏会議の手続は、別に細則で定める。

第 8 章 環日本海圏機構⁽¹⁷⁾

第 1 節 定義、目的及び構成

第 5 2 条 (関係国への提案) 日本国及びロシア連邦は、両国関係の発展だけでなく、環日本海圏の平和確立及び全般的発展をも目的とする環日本海圏機構 (以下、機構) を設立することに合意し、関係国に下記の諸条項を共同して提案するものとする。

第 5 3 条 (定義) 1 環日本海圏 (以下、圏) とは、日本海、日本国、ロシア連邦の沿海地方、ハバロフスク地方、サハリン島、大韓民国、朝鮮民主主義人民共和国、さらには中華人民共和国の吉林省をも含むこれらの全域をいうものとする。

2 総会は、その他の地域を圏に編入することができる。

第 5 4 条 (目的) 日本国及びロシア連邦は、機構が、とりわけ次のような主要目的を有するものとして、圏内諸国に提案する。

- a. この圏を軍備拡張でなく、平和、友好及び協力の場とする。
- b. 圏内の経済、教育、文化及び他の分野の水準を高める。
- c. 圏内外の諸関係を調整し、提案を決定する先導者となる。

第 2 節 総会

第 5 5 条 (任務) 総会の主要任務には、前条が定める目的に付随する任務として、とりわけ、次の事項を含むものとする。

- a. この圏内の軍備縮小及び積極的平和の道を探究する。
- b. 圏内の同一分野の交流を組織的かつ効率的に促進する。
- c. 圏内の国際関係の条約草案を作成し、加盟国に提示する。
- d. 圏内の非加盟国に情報を提供し、機構への加入を促す。
- e. 日本海機構が、多国間機構として深化する過程を探究する。

第3節 平和理事会⁽¹⁸⁾

第56条（構成） 平和理事会（以下、理事会）は、それぞれ各加盟国からの政府及び民間の4名で構成される。

第57条（主要任務） 理事会は、とりわけ、下記の主要任務を有する。

- a. 当事国及び関係者が、平和地帯に関する規則を遵守しているかを調査規程に従って調査する。
- b. 平和地帯の規則に反する恐れのある事実に関して、理事会で判断できない場合には、その問題を事実調査委員会に付託することができる。
- c. 自治区に関する議定書第26条が定めているような平和教育及び催事はこれを圏機構においても実施する。
- d. 環日本海圏の平和地帯に関する年次報告を作成する。
- e. 理事会の主要任務として、総会が決定する他の事項。

第58条（加盟国の義務） 1 加盟国は、次のような行動を圏内で慎まなければならない。

- a. 軍事基地の新設、対GNP軍事費率と軍事要員の増加。
- b. 日本海の海域での軍事演習。但し、潜水艦を含む艦船及び軍人のたんなる通過は妨げられてならない。
- c. ミサイル兵器の相手締約国内の目的を標的とするセット。
- d. 無防備宣言自治体にたいする軍事行動。

2 前項以外の諸問題でも、加盟国は、環日本海圏を平和にするよう努力し、このような平和地帯の尊重を他国に要請する。

第59条（加入国の例外規定） 総会は、原加盟国でない加入国について、例外規定を設けることができるものとする。

第 4 節 通信運輸理事会

第 6 0 条 (構成及び主要任務) 理事会は、とりわけ、圏内の国際的運輸の調和的發展、特に当事国間の環状交通の組織化を探究し、関係者に勧告する。

第 6 1 条 (領土境界理事会) 1 圏内の領土境界紛争に関しては、領土境界理事会は、2050年までは柔軟に対応する。

2 それ以降は、義務的解決制度を導入する。

第 5 節 その他の理事会

第 6 2 条 (準用) 環日本海圏機構の友好関係理事会、経済理事会、資源保護理事会、教育科学文化理事会については、必要な変更を加えて、環オホーツク圏機構の規則を準用する。

第 6 節 事務局

第 6 3 条 (任務) 事務局は、環日本海圏機構の事務を執り行う。機構及び事務局の所在地は、これを10年ごとに総会が決定する。

第 7 節 第 3 者との関係

第 6 4 条 (修正) 1 環日本海圏機構に関する第 8 章の諸条項は、第 3 国が含まれる機構設立準備段階で修正できるものとする。

2 日口平和友好協力条約の発効から 5 年後、この環日本海圏機構が設立され、そのとき加盟国が日口両国だけであった場合も、その初期の活動を開始するものとする。

3 日口両国は、第 3 国又は第 3 者による環日本海圏機構の構想又は提案を妨げてならない。

第9章 平和友好協力全体会議

第65条（主要機関） 平和友好協力全体会議（以下、全体会議）の主要機関として、会長、総会、各部会及び事務局を設ける。

第66条（会長） 5年毎に招集される全体会議の開催前に、日本国及びロシア連邦は、その合意により、会長、副会長及び事務局長を指名し、この3者は全体会議の開催を準備しなければならない。

第67条（主要任務） 総会の主要任務は、下記のとおりである。

- a. 両国の全般的諸関係のダイナミックな改善に寄与する。
- b. 両国の諸関係を調整し、勧告する一先導者となる。
- c. 必要なら、この議定書及びその細則を再検討する。
- d. 必要なら、平和的解決機構に関する議定書を再検討する。
- e. 環オホーツク海圏機構及び環日本海圏機構の発展に資する。
- f. 総会、各部会及び事務局の基本的手続事項を決定する。

第68条（構成） 総会は、初段階では、次の100名からなる。

- a. 日本国及びロシア連邦政府が、日ロ同数で指名する計20名。
- b. 両国の国会が、日ロ同数で指名する国会議員計20名。
- c. 日ロ姉妹関係自治体が、日ロ同数で指名する関係者計20名。
- d. 環オホーツク海圏機構が、日ロ同数で指名する計16名。
- e. 環日本海圏機構が、日ロ同数で指名する計14名。
- f. 日本国ロシア人自治区が、日ロ同数で指名する計10名。

第69条（部会） 全体会議の部会として、平和部会、友好関係部会、経済部会、資源部会、環境部会、教育部会、科学ハイテク部会、文化部会、オホーツク海圏機構部会、日本海圏機構部会を設ける。

第70条（事務局） 会長が事務局の構成及び任務を決定する。

平和的解決機構に関する議定書

日本国及びロシア連邦は、両国民がアイヌ民族をふくんで、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及びその周辺において、基本的人権を尊重しつつ友好的に共生できるようにするため、また日ロ両国間の紛争一般を平和的に解決する目的で、下記のような日ロ平和的解決機構を設立した。

第 1 部 日ロ事実審査委員会

第 1 条 (地位) 日ロ事実調査委員会 (以下、委員会) は、常設機関とする。委員会は、日本国及びロシア連邦のいかなる機関からも独立し、そのすべての成員は、もっぱら自己の良心にしたがって、事実審査の目的ため行動しなければならない。

第 2 条 (構成) 1 日本国及びロシア連邦の両政府が、それぞれ 3 名委員を指名し、この 6 名が第 7 の成員の委員長を選ぶ。

2 所与の事件につき、別段の合意が成立すれば、委員会の構成はそれによる。アイヌ人の関係する事件については、アイヌ民族代表が 1 名の委員を指名できるものとする。

第 3 条 (任務) 委員会は、次の紛争について、その事実のみを審査することができる。

- a. 平和友好協力条約に関係する紛争。
- b. 歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島及びその周辺における和人、ロシア人、アイヌ人とのあいだで生じた紛争。
- c. 「平和友好協力、環オホーツク圏及び環日本海圏に関する議定書」第 1 2 条で定められている巨大プロジェクトに関係する紛争。
- e. 日本国及びロシア連邦が、審査に合意するその他の紛争。

第4条（調査専門家団） 所与の紛争について、委員会は、原則として、その事実調査に適切と判断される下部機関である専門家団を編成するものとする。

第5条（事実認定の要請） 日本国、ロシア連邦及びアイヌ民族間で、事実問題について深刻な紛争が生じたときは、そのいずれの代表も、その紛争の事実のみの認定を委員会に要請することができる。

第6条（両国の協力） 1 日ロ両国政府は、その法令に従って、調査専門家団の調査に協力しなければならない。

2 所与の事件の事実が判明するまで、日ロ両政府は、事実及び法的側面について、そのコメントを差し控えなければならない。

第7条（審査報告書） 委員会は、前条で規定されている要請があったときは、もっぱら事実審査のため専門家団と協議し、その審査報告書を作成しなければならない。

第8条（法的判断の回避） 専門家団が認定した事実に関し、この専門家団も委員会も法的判断を差し控え、また係争地域の帰属問題の判断にも触れないものとする。

第9条（報告書の提出） 同委員会は審査報告書を日本政府、ロシア連邦政府及び関係者に提出しなければならない。

第10条（上級審査機関） 日本国政府、ロシア連邦政府又はその他の紛争当事者が、事実審査委員会の事実認定に不満である場合には、第2部で規定されている日ロ裁判所に上訴できる。

第11条（他の調査機関） 委員会以外の国家機関、団体又は個人が、所与の事件につき独自に事実の調査を行うことは妨げられない。

第 2 部 日ロ裁判所

第 1 章 総則

第 1 2 条 (管轄権) 1 日本国又はロシア連邦が、交渉又は他の方法で解決されない日ロ平和友好協力条約、その議定書に関する紛争が生じたと認めると場合、紛争はいずれかの紛争当事者の要請により、この日ロ裁判所 (以下、裁判所という) へ付託できる。

2 裁判所は、前項のほかには次の事項についても管轄権を有する。

- a. 認定されるなら条約又はそれにもとづく協定の国際義務の違反となるような事実。
 - b. 前条の審査委員会の審査報告書に不満である事実の認定。
 - c. 日本国及びロシア連邦が、その都度または一般的に合意するその他の紛争。
 - e. 平和友好協力、環オホーツク圏及び環日本海圏に関する議定書第 1 2 条が定める巨大プロジェクトに関する紛争。
- 3 紛争当事者は、紛争を他の裁判所に付託することもできる。

第 2 章 臨時裁判所

第 1 3 条 (臨設) 初段階の過渡期においては、事件のつどごと日本国政府又はロシア連邦政府が必要と判断したとき、両国政府は臨時に日ロ裁判所 (以下、臨時裁判所という) を設置し、そのつど臨時裁判所の構成と特定任務を規定することができる。

第 1 4 条 (設置の提案) 1 日本国政府又はロシア連邦政府が、臨時裁判所の設置を提案したとき、それについて双方は誠実に交渉しなければならず、その交渉が合意に至らなければ、日ロ両政府は、第 3 章に規定されているような形の裁判所を設置するものとする。

第3章 常設裁判所

第15条（構成） 1 日本国及びロシア連邦の両国政府が、それぞれ2名の裁判官を指名し、その4名が第5の裁判長を選ぶ。第3国人が裁判長になることもできるものとする。

2 アイヌ人又は同民族が関係する事件では、その代表が1名の裁判官を指名し、この5名のなかから裁判長が選任される。

3 所与の事件につき、別段の合意が成立すれば、裁判所の構成はそれによる。

第16条（上訴） 日ロ両国家のみが、訴訟当事者になるような事件については、国際司法裁判所を上訴裁判所とすることができ、個人が当事者である事件では、この裁判所の判決を終結として、上訴を許さないものとする。

第17条（勧告的意見） 北方領土の利害関係者、すなわち、日ロ両国家、日本人元島民、アイヌ人及びロシア人の島民等は、日ロ平和友好協力条約のいかなる問題についても、裁判所が勧告的意見を与えるよう同裁に要請することができる。

第18条（判決の不履行） 日ロ両国は、判決に従うことを約束する。個人が訴訟当事者である判決で、国家が判決を履行しない場合に、その個人の国家は、国際連合に対し、国連がとるべき措置を決定するよう要請できる。

注：日ロ裁判所にしても、他のいくつかの条項にしても、日本国憲法に反しているのではないかと懸念をいただく読者があるかもしれないが、しかし、日本憲法は「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定める。（第98条）

この問題については、欧州連合（EU）とその加盟国憲法を参照されたし。

Ⅲ 中間条約としての日ロ共同宣言 (案)

2 島引渡しは中間条約で、最終解決を平和友好協力条約で

金子A案は、まず1956年の日ソ共同宣言にしたがって、わが国は、歯舞群島と色丹島を引き受け、この初段階で宿願の日ロ平和友好協力条約を締結、つぎに国後島と択捉島について交渉をおこない、これが結実したときに最終的な領土条約をむすぼうとする方式であり、これは後述する。(287頁以下)

B案は、まず中間条約を締結して歯舞群島と色丹島を引き受け、つぎに国後島と択捉島について交渉をし、これが結実したとき最後に平和友好協力条約をむすぼうとする方式である。ここでは、この中間条約を「日本国とロシア連邦との共同宣言」と仮称しよう。

条約の締結時期 もちろん、A案による平和友好協力条約の締結時期は、B案によるものよりかなり早い。日ロ両国がA案に合意するなら、国後と択捉の帰属問題が未解決でも、すぐにでも平和友好協力条約を締結することになるが、B案によるならば、いつ平和条約がむすばれるかは神のみぞ知るである。心理的な面においては、はるかにA案が良い。ともかく宿望の平和条約が、晴れて日ロ間で締結されたことになるからだ。

これは、日中平和条約とも似ている。この条約は、両国が争っている尖閣諸島について、一言も言及していないが、それであっても両締約国は「両国間の恒久的な平和友好関係を発展させるものとする。」と2国間関係でのもっとも重要な礎石を築いたのである。このような精神的紐帯は、尖閣諸島からの利益とは比較にならない勢いを各分野にあたえてきた。

B甲案とB乙案 B案については、甲乙の2つの種類を想定できる。B甲案は、前文を除いてまったくA案と同一の諸条項として提示する。すなわち、調停と裁判付きである。以下に、まずB甲案を提示しよう。

日本国とロシア連邦との共同宣言

日本国及びロシア連邦は、

相互理解と協力の雰囲気のうちに行われた交渉をとおして、日本国とロシア連邦との相互関係について、隔意のない意見の交換が行われたことを満足の意をもって回顧し、

世界平和を強化し、同時に地球社会が当面している重要な諸問題の解決のためには、戦略的互恵精神に基づき、隣国である両国の国民がさらに協力し合い、両国間と両国民の友好協力関係をダイナミックに発展させることが重要であることを認識し、

1956年10月19日、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦が締結した共同宣言は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島が両国間の平和条約締結された後に現実に引き渡されるものとするとして規定していたことを想起し、

しかしながら、これら関係する諸問題の解決がきわめて困難であったことをかんがみ、

まず第1に、歯舞群島及び色丹島が、日ロ平和条約の締結を待たず、早期に日本国に引き渡されるものとし、

このようにして、この日本国とロシア連邦との共同宣言を締結することに決定し、このため次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

〔ここに委員名が記される〕

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次のとおり協定した。

調停と裁判抜ききの B 乙案 上記 B 甲案は、前文を除きまったく A 案と同一の条文として提案しているので、国後島と択捉島の帰属問題では、国際調停と司法的解決にかんする条項も入っているし、それに関する議定書 (293 頁以下) も付属するものと提示する。同時に、色丹島にかんする議定書 (297 頁以下) も加わるものとして提案する。もちろん、平和的解決機構に関する議定書 (280 頁) があってもよい。

他方、調停と裁判抜ききの中間条約 B 乙案も考えられる。その条約案の領土条項にかんする全文は、たとえば、つぎのように提示する。

第 1 条 1956 年 10 月の日ソ共同宣言に基づき、ロシア連邦は、まず第 1 に、色丹島および歯舞群島を日本に早期に現実引き渡すものとする。両国は、アイヌ民族の先住権を両国の国内法で考慮しなければならない。

第 2 条 1 国後島及び択捉島の帰属問題の解決段階では、友好協力及び環オホーツク海圏構想に関する議定書案を考慮しながら、これを早期に解決すべく双方は誠実に交渉しなければならない。

2 この段階では、前条の先住権の履行状況を含んで、アイヌ民族の先住権は総体的に考慮されなければならない。

第 3 条 日ソ両国が、問題を国際司法裁判所 (ICJ) または他の国際裁判に付託する場合には、それは国際法を適用しつつも、ICJ 規程の第 38 条で定められている「衡平と善」⁽¹⁹⁾ に基づいて裁判するよう要請するものとする。

第 4 条 日本国及びロシア連邦は、国後島及び択捉島の帰属問題以外に、両国間にいかなる領土問題も存在しないことを約束する。

これにも、上記の 3 つの議定書が付属するものとして提示する。

Ⅳ もっとも公正な日ロ平和友好協力条約のA案

2島先行解決、残り2島は30年に調停開始、46年にICJへ

外交交渉に合わせて、国際調停と司法的解決を利用することは、もっとも公正かつ確実な解決方法のひとつであるが、じっさいは両国の提案がすれ違って結実しなかった。というのは、1960年代の終わり、日本が、国際司法裁判所（ICJ）への付託をソ連に提案したが、ソ連側がそれを拒否したといわれており⁽²⁰⁾、逆に、1992年にロシア側がICJへ領土問題を付託するために動きだしたときは、日本外務省が反発して、その動きと提案を回避しようとしたからである。

交渉でロシア側は、その内部で検討したことはあっても、わが国にたいし明示的に国後と択捉の主権の放棄を提示したことは1度もない。どのようにICJがこの問題を判断するかは、日本、ロシア、アイヌ民族にとっても予測困難であろうが、それにもかかわらずロシア側が司法的解決の提案をしたことは、ロシア側は国際裁判によるなら、国後島と択捉島の主権が影響をうけても仕方がないと再考することがあり、最大限の譲歩をみせのは、この国際裁判の形式であるかもしれないことを示唆している。日本側にとっても、これは空振りに終わるか、または結局は2島の引渡しで終結するなら、外交交渉よりましであるということになる。それにもまして強調すべきは、外交に国際調停と司法的解決を連結する方法は、より公正かつ確実で合理的だということである。

2009年、筆者には国際調停の構想が浮かんだ。司法的解決について、日ロ両国政府が、ICJに領土問題を付託することに乗り気でないかもしれないからである。

それは、日ロ両国が2015年末まで領土問題を解決できない場合には、2016年中に日本、ロシアおよびアイヌ民族が国連総会に領土委員会の設置を要請して、この3当事者は、できるだけサン

フランシスコ対日講和条約の連合国のなかから同委員会の成員 1 名をそれぞれ指名する、という構想あった。委員会には、この講和条約の連合国側の代表者（できればアメリカ合衆国から）も成員になるものとする；この 4 名が、第 5 の成員である委員長を選出する；この委員会が委員長選出に成功しない場合には、国連事務総長が委員長を選任できるものとする。この領土委員会による解決方法には、大きな長所があると筆者はみた。

第 1 に、サンフランシスコ講和条約の締約国の代表が委員となっていることは、きわめて関係国にとって公正さを維持できる基礎となる。なぜなら、「千島列島」の「放棄」を約束したのは、ソ連を除く 48 の連合国とであり、その連合国との合意も必要だからである。

第 2 に、アイヌ民族は、その意志を領土委員会に反映させることができ、長年交渉の枠外におかれてきた状況に終止符をうつことができる。これも、公正な方法である。

第 3 に、この国連総会の領土委員会の調停が不調の場合、同委員会が ICJ の勧告的意見を要請することも提案している。総会は、ICJ に告的意見を要請できる。（国連憲章第 96 条）

それゆえ、日ロ両政府の努力と妥協の記念樹というべき 1991 年のイルクーツク声明の作成者に敬意をはらいつつ、その基礎に筆者の国際調停と司法的解決案を継木することにより、後述する一連の案を提示した。これら条約案の特徴は、1956 年の日ソ共同宣言にしたがって、まずは色丹島と歯舞群島の返還を実現し、その後、に国後島と択捉島にかんして交渉するという、はるかに合理的な解決方法である。第 2 の特徴は、2020 年、2030 年、2045 年など、なんらかの期限がふさげられていることである。

どの案にせよ、①日本領となる島の旧島民、②返還されない島の旧島民、③第 2 次世界大戦後、上記と類似の境遇にあった日本人とのあいだに、公正さを維持する必要がある。

次頁以下に第 5 次金子 A 案を提示する。（第 1 次案から第 4 次案までの経過については、251-254 頁）

日本国とロシア連邦との平和友好協力条約

日本国及びロシア連邦は、

相互理解と協力の雰囲気のうちに行われた平和友好協力条約交渉をとおして、日本国とロシア連邦との相互関係について、隔意のない意見の交換が行われたことを満足の意をもって回顧し、

世界平和を強化し、地球社会の重要な諸問題を解決し、隣国である両国の国民がさらに協力しあうためには、戦略的互恵の精神に基づき、両国間と両国民の友好協力関係をダイナミックに発展させて、同時に平和友好協力条約の当事者及び関係者の利益を公平に考慮することがきわめて重要であることを認識し、

1956年10月19日、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦が締結した共同宣言は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島が両国間の平和条約締結された後に現実に引き渡されるものとするとして規定していたことを想起し、

まずは上記の日ソ共同宣言にしたがい、ロシア連邦が日本国に歯舞群島及び色丹島を引き渡し、そして両国と両国民の宿願である日ロ平和条約を締結することが、たんに両国の民族だけでなく、世界各国も歓迎するであろうことを確信しつつ、

ここに至って、日ロ両国のため、この「日本国とロシア連邦との平和友好協力条約」を締結することを決意し、このため次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

〔委員名が列記される〕

これら全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認め、201?年?月?日に、次のとおり協定した。

第 1 章 領土問題の段階的解決

第 1 条 1956 年 10 月の日ソ共同宣言に基づき、ロシア連邦は、まず第 1 に、色丹島及び齒舞群島を日本に 5 年以内に現実に引き渡すものとする。両国は、アイヌ民族の先住権を両国の国内法で考慮しなければならない。

第 2 条 1 国後島及び択捉島の帰属問題の解決段階では、友好協力及び環オホーツク海圏構想に関する議定書案を考慮しながら、これを早期に解決すべく双方は誠実に交渉しなければならない。

2 この段階では、前条の先住権の履行状況を含んで、アイヌ民族の先住権は総合的に考慮されなければならない。

第 3 条 1 前記の第 2 段階の交渉が早期に結実しない場合には、日ソ両国は 2017 年から 2020 年までの期間中、国後島及び択捉島の地位について、日本政府の主張、ロシア政府の主張、同 2 島の折半、共同管理、特別区、独立国又は共有等の選択肢をより制限して交渉するものとする。

2 それでも 2030 年まで解決しない場合、交渉と国際調停の併用を義務的とし、それであっても 2045 年末まで未解決のままである場合に、翌 2046 年には国際司法裁判所又は他の平和的解決機関に付託し、その判断に従うことを約束する。

第 4 条 日ソ両国が、問題を国際司法裁判所または他の国際裁判に付託する場合に、その裁判所は国際法を適用しつつも、国際司法裁判所規程の第 38 条で定められている「衡平と善」⁽¹⁸⁾に基づいて裁判するよう要請するものとする。

第 5 条 日本国及びロシア連邦は、国後島及び択捉島の帰属問題以外に、両国間にいかなる領土問題も存在しないことを約束する。

第2章 国籍、財産、離島及び免税等

第6条 日本国の主権のもとにおかれた島に残留するロシア人は、その意思によりロシア人の国籍を保持することができ、また日本国籍の取得を望むならば、それを日本法により取得でき、またロシアに帰還することを希望すれば帰れるものとする。

第7条 ロシア国籍を保持し続ける残留者は、日本の管轄権に服し、職業、財産権、宗教等に関し、日本国民と同じように扱われる。

第8条 ロシア連邦は、別表に掲げられている公共営造物と公共財産を除き、日本の主権下におかれるべき諸島にある公共営造物と公共財産を完全な主権とともに日本に譲与する。

第9条 ロシア人は、その不動産を売却して、本国に退去する自由を有し、その離島費を日本政府は、別表に従って補償する。

第10条 日本領となる島に入港するロシア船及び航空機のために、10年間にわたって港税と関税が免除され、またロシア国籍を保持する残留ロシア住民は、一定の範囲と制限のもとで、その生涯中に免税されるものとする。

第3章 非核平和地帯化

第11条 1 日本領となる島、国後島、択捉島及び別表の地域に核兵器の施設を含む軍事上の工作物を築造してはならない。

2 日ロ両国は、間宮海峡、宗谷海峡及び津軽海峡の自由航海を妨害することのある軍事上の措置をとってはならない。

第 4 章 資源保護及び環境保全

第 12 条 日本国は、その主権のもとにおかれる島の沿岸での漁業権をロシア人に許与するために、ロシア人の既存の権利を考慮しつつ、ロシア連邦と協定を締結することを約束する。

第 13 条 係争諸島の帰属いかにかわらず、これらの諸島だけでなく、その周辺の知床半島及びウルップ島などでの経済行為、その他の活動は、厳正で適切な環境保全及び資源保護を大前提にして行うことを日ロ双方が約束する。

第 5 章 最終規定

第 14 条 1 この条約のいずれかの当事国が、交渉又は他の方法で解決されないこの条約の解釈又は実施に関する紛争が生じたとき認めるときには、紛争は、いずれかの紛争当事者の要請により、日ロ平和的解決機構又は国際司法裁判所に決定のため付託しなければならない。

2 この前者の機構を設立するにあたり、日ロ両国は、アイヌ民族の意向をも考慮しなければならない。

第 15 条 この日ロ平和友好協力条約は、批准されなければならない。この条約は、批准書の交換の日に効力を生ずる。その交換は、できる限りすみやかに東京で行われなければならない。

第 16 条 201?年?月?日、?において作成された日本語、ロシア語及び英語による本書 3 通は、ひとしく正文であるものとする。

国後島及び択捉島の帰属問題の解決に関する議定書

第1章 総則

第1条（公正及び互恵） 国後島と択捉島の帰属問題を解決するさい、日本国、ロシア連邦、アイヌ民族（以下、紛争当事者という）間及び関係者間の公正及び相互的利益を考慮しなければならない。

第2条（国際条約と共同文書の尊重） 領土紛争を解決するさいは、関連する条約、1993年の東京宣言、2001年のイルクーツク宣言、及び将来の合意文書などを尊重しなければならない。

第2章 外交交渉

第3条（交渉の継続） 国後島及び択捉島に関する問題が、2030年になっても解決せず、国際調停又は国際司法裁判所（以下、ICJ）の審理が開始したとしても、この日ロ平和友好協力条約の発効から最終的解決にいたるいかなる段階でも、日本国及びロシア連邦は交渉を継続できるものとする。

第4条（建設的提案） 日ロ両国は、より良い地球共同体の発展に寄与するために、友好とパートナー関係を発展させること重視し、未来志向の建設的かつ実的な方策を構築しなければならない。

第5条（互譲） 1 日ロ両国政府は、段階的に又は一括して妥協線まで歩みよるよう努力し、達成された合意部分については、それを公表し、その後の交渉の基礎としなければならない。

2 根本的な解決が不可能である場合には、問題解決を国際調停又はICJへ任せることができるものとする。

第 3 章 国際調停

第 6 条 (設置) 1 この日ロ平和友好協力条約の発効後いつでも、日本国、ロシア連邦及びアイヌ民族は、その合意に基づき、国際連合に調停委員会の設置を要請することができる。

2 2030年になっても問題が未解決のままである場合に、翌年から交渉のほか国際調停をも平行的に利用するものとする。

第 7 条 (委員) 1 日本国及びロシア連邦は、できるだけサンフランシスコ対日講和条約の連合国のなかから委員会の成員2か国をそれぞれ指名し、アイヌ民族はいかなる1か国をも委員会の委員に選ぶことができるものとする。この条約の連合国側の代表（できればアメリカ合衆国）も、この委員会の成員になるものとする。

2 この6か国が、第7国を委員長に選出する。委員長選出に成功しない場合は、国連事務総長が委員長を選任できるものとする。

第 8 条 (調停期間) 1 同委員会が調停を開始してから、遅くとも5年以内に調停案を紛争当事者に提示しなければならない。

2 いずれかの当事者が、調停案を受諾しない場合に、当事者は交渉を再開でき、又は状況改善期間を設定することができる。

第 9 条 (ICJの勧告的意見) 1 紛争当事者が前条の定める調停案の提示後5年以内に関連問題を解決できない場合には、調停委員会はICJに勧告的意見を求めるものとする。

2 日本国及びロシア連邦が、ICJに法的判断を要請する事項は、たんに両島の帰属だけでなく、それにとまなう大陸棚及び上部水域の単一境界の画定をも含む問題とする。

第 10 条 (最終的解決) 勧告的意見の言い渡し後、紛争3当事者は、係争2島の問題を解決するよう誠実に交渉しなければならない。

第4章 国際司法裁判所による解決

第11条（設置） 1 この日ロ平和友好協力条約の発効後いつでも、日本国及びロシア連邦は、その合意に基づいて、領土紛争の解決をICJに要請することができる。

2 2045年になっても問題が未解決のままである場合は、翌年から外交交渉のほかICJの利用は義務的であるものとする。

第12条（争点） 国後島及び択捉島について、日ロ両国は、アイヌ民族の主張との相違点にも留意しつつ争点を明確にし、問題を早期に解決するようICJに要請しなければならない。その争点は、日本国、ロシア連邦及びアイヌ民族が争う事項とする。

第13条（衡平と善） 日本国及びロシア連邦は、係争2島の諸問題の解決をICJに任せるさい、ICJ規程第38条が定める「衡平と善」に基づいて裁判するようICJに要請するものとする。

第14条（大陸棚及び上部水域） 日本国及びロシア連邦が、ICJに法的判断を要請する事項は、たんに両島の帰属の問題だけでなく、それにとまなう大陸棚及び上部水域の単一境界の画定をも含む。

第15条（判決後の交渉） ICJの判決が言い渡された後、日本国、ロシア連邦は、最終的調整と解決のために、アイヌ民族のみならず、第2次世界戦争中の対日交戦国にたいして、日ロ両国の共同方針を伝え、それらの同意をえるよう試みなければならない。

第16条（最終的解決） 前条の同意がえられた後、紛争当事者は、ICJの判決に基づいて、10年以内に最終的調整ができなければ、両島の帰属、大陸棚と上部水域の単一境界は、ICJの判決を最終的なものとして遵守することを厳粛に約束する。

第 5 章 国後島及び択捉島の地位の形態

第 17 条 (協定案) 日本国及びロシア連邦は、両島の法的地位の決定の選択肢で、それぞれ自国が欲するものについて、アイヌ民族の先住権を考慮し、具体的な協定案を提示しなければならない。

第 18 条 (地位の選択肢) 日ロ両国政府は、この両島の地位を決定する過程で、一応下記の選択肢を検討するものとする。

- a. 平和友好協力条約調印前の日本国の主張に基づく解決。
- b. 平和友好協力条約調印前のロシア連邦の主張に基づく解決。
- c. 2島分割 国後島は日本国領、択捉島はロシア連邦領とする。
衡平を考慮し、両島の陸地の大小は、経済水域の大小で補完する。アイヌ民族の法的地位については、分割に関する協定の締結後に、それぞれ両国家が、アイヌ民族代表と交渉して解決する。
- d. 共同管理又は特別区 ①国後島は日本領、択捉島はロシア連邦の主権または制限主権の下で共同管理又は特別区にするか、②国後島も、択捉島も、ロシア連邦の主権または制限主権の下で共同管理又は特別区とするか、若しくは③国後島は日本の主権または制限主権の下で共同管理又は特別区にし、択捉島はロシア連邦領とする。
- e. 独立国 国後島を独立国、択捉島はロシア連邦領とするか、国後島を日本国領、択捉島は独立国とするか、両島をも独立国とする。
- f. 共有 係争 2 島のすべて又は 1 島を両国家の共有とする。
- g. 混合形態 上記 a-f の部分的な組み合わせの形態を採用する。

第 19 条 (選択肢の優先) 交渉において、紛争当事者は共通に関心ある選択肢に比較的多くの検討時間を割り当てるものとする

色丹島のロシア人自治区に関する議定書

第1章 総則

第1条（広範な自治の尊重） 1 日ロ平和友好協力条約及び本議定書により、色丹島住民には広範な自治権が付与される。

2 歯舞群島の統治形態は、日本国法が決定することができる。

第2条（先住権） 歯舞群島及び色丹島において、できるだけ国際慣行に従い、アイヌ民族に先住権が付与されなければならない。

第3条（基本的人権の尊重） 自治区では、国際連合で採択された「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」を適用する。

第4条（新たな制度） 日本国は、色丹島において、できるだけ従来のそこでの諸制度を尊重しつつも、この議定書及びその直後の又は漸進的な措置に基づき、新たな諸制度を創設することができる。

第2章 自治区議会

第5条（構成及び任務） 議会の構成及び任務は、別段の定めがない限り、必要な変更を加え、原則として従来のものを準用する。

第6条（選挙権及び被選挙権） 1 色丹議会に関する限り、日本の国籍を取得したロシア人のみならず、ロシア国籍を有するロシア島民も、同議会の選挙権を享有できる。

2 色丹議会に関する限り、原則として、日本国籍を取得したロシア人が被選挙権を有するものとする。

第 3 章 行政

第 7 条 (自治区長) 色丹自治区長は、日本国籍を有している者の中から、住民の直接選挙で選出されるものとする。

第 8 条 (構成及び任務) 色丹自治区の行政機関の構成及び任務は、別段の定めがない限り、必要な変更を加え、原則として従来のものを準用する。ただし、日本政府の要請により、自治区は政府指名又は派遣の警察官及び他の公務員の常駐を認めるものとする。

第 4 章 司法

第 9 条 (自治区裁判所) 1 自治区裁判所は、軽微な民事、商事及び刑事事件について、管轄権を有する。

2 その他の事件については、釧路地方裁判所が、第 1 審として管轄権を有する。ただし、同裁判所は、自治区裁判所と協力し、2 者の混成裁判所を設置できるものとする。

第 10 条 (第 2 審及び第 3 審) 前条の事件の第 2 審は、札幌高等裁判所、第 3 審は在東京の最高裁判所とする。

第 5 章 非核平和地帯

第 11 条 (兵役免除) 1 日本国及びロシア連邦は、全世界に対し非核平和地帯にいかなる武力攻撃をもしないよう要請する。

2 ロシア国籍の島民は、いかなる兵役からも免除される。日本国は、自治区の島民を自衛隊員として採用してならない。

第 12 条 (積極的平和) 係争島から平和な島に一変した自治区では、積極的平和の模範とならなければならない。

第6章 経済及び社会制度

第13条（経済制度）1 ロシア人自治区において、ロシア通貨は、別段の定めがない限り、従来のとおり通用するものとする。

2 公的機関の予算及び決算は、円建てでも作成される。

3 同種の租税項目について、2重国籍を有するロシア島民への2重課税は認められず、そのさいは日本国の課税権が優先する。

第14条（往来） いかなる日本人も、自治区を自由に往来することができ、色丹島のいかなるロシア住民も、日本国で自由に往来することができる。

第7章 教育及び文化制度

第15条（教育制度）1 自治区は、日本の教育制度を考慮しつつ、この自治区に最適な教育制度を導入することができる。

2 日ロ混成の自治区教育委員会の構成と任務は、この議定書の第8章が定める自治区再検討会議が決定することができる。

第16条（文化） 自治区において、ロシア人の文化、宗教及び思想の自由、言語、習慣並びに生活様式は、尊重されなければならない。

第17条（公用語） 自治区の公用語は、ロシア語及び日本語とする。

第8章 自治区再検討会議

第18条（任務及び構成）1 この議定書を再検討するため、5年ごとに日ロ同数の成員からなる自治区再検討会議を開催する。

注 記

1. この第5次金子A案には、上記のように、色丹島の自治区にかんする議定書が付属する。4島返還にかんする冒頭の条約案によれば、最初から全係争諸島は日本に帰属することになるわけで、そこに自治区の制度がしかれるが、A案では、まず色丹島だけに自治区が設けられることになっている。国後島と択捉島について、その1または2島が日本領とするとの合意が成立するなら、筆者は、そこをも自治区とし、その具体的な制度は、原則として、3島の自治区にかんする議定書(参照、260-265頁)を提案する。

2. またA案には、「平和友好協力、環海オホーツク海圏及び環日本海圏に関する議定書案」が付属する。これは、前掲の「平和友好協力、環海オホーツク海圏及び環日本海圏に関する議定書」(266-279頁)と文面は同一のものとして提示する。

これは、国後と択捉の帰属を確定するさいの参考文書である。この2島のうち、国後だけでもよいとか、あくまで国後と択捉の日本帰属でなければならないとしたい場合には、議定書案の中の別表(258,260,263,264,267,268,291頁)のなかで、それ相当に日本が譲歩しなければならぬであろうと思われる。

国後と択捉の日本帰属の可能性を高めるためには、まずは色丹島のインフラ整備とそこの島民の生活水準の相当な向上に成功する必要がある。そうであれば、それをみて国後と択捉の島民も、多少とも両島の引き渡しにたいする抵抗感をいだかなくなろう。

3. この第5次金子A案にも、前掲の平和的解決機構にかんする議定書(280-283頁)が加わるものとして提案する。

V 3 島日本帰属の平和友好協力条約案

国後は日本領、択捉はロシア領、経済水域で衡平をはかる
第1次案は、2010年6月18日、北大でのシンポジウムで提案

係争地を折半する解決方法は、すでにICJの判例で、「境界画定が、当事国間に重複する区域を残す場合、・・・合意が成立しない場合は均等に分割されなければならない」むね判示されており（1969年の判決）、この方式は近年さらに注目されるようになった。

下記の2島分割金子案も、A案の条文と同様であるが、ただし、前文と領土関係の諸条項は、つぎのようなものとして第1次案を提示する。（注：下記の太字のイタリック体のみが追加部分の語句である。）

日本国とロシア連邦との平和友好協力条約

日本国及びロシア連邦は、

相互理解と協力の雰囲気のうちに行われた平和友好協力条約交渉をとおして、日本国とロシア連邦との相互関係について、隔意のない意見の交換が行われたことを満足の意をもって回顧し、

世界平和を強化し、地球社会の重要な諸問題を解決し、隣国である両国の国民がさらに協力しあうためには、戦略的互惠の精神に基づき、両国間と両国民の友好協力関係をダイナミックに発展させて、同時に平和友好協力条約の当事者及び関係者の利益を公平に考慮することがきわめて重要であることを認識し、

1956年10月19日、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦が締結した共同宣言は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島が両国間の平和条約締結された後に現実に引き渡されるものとするとして規定していたことを想起し、

しかしながら、これらに関する諸問題の解決が、*積年の外交交渉にもかかわらず*、非常に困難であったことをかんがみて、

そのような場合に係争地を折半する慣行をも考慮して、また両国が互恵の精神に立脚し、国後島を日本国領、択捉島はロシア連邦領として、領土問題を最終的に解決することが、たんに両国の民族だけでなく、世界各国も歓迎するであろうことを確信しつつ、

ここに至って、日ロ両国のため、この「日本国とロシア連邦との平和友好協力条約」を締結することを決意し、このため次のとおりそれぞれ全権委員を任命した。

〔委員名が列記される〕

これら全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認め、201?年?月?日に、次のとおり協定した。

第1章 領土問題の解決

第1条 日本国とロシア連邦は、国際社会がより良い地球共同体に向かう過程において、それを発展させ又2国間の諸関係をも発展させる目的で、両国のパートナー関係を強化しなければならない。

第2条 日本国とロシア連邦は、歯舞群島、色丹島及び国後島を日本国の主権の下に、又択捉島をロシア連邦の主権の下におくことに同意する。係争地の均等分割の原則は、これらの係争諸島については、この条約に付属する地図で表示されているように、経済水域の調整によって衡平を計るものとする。

第3条 日本国及びロシア連邦は、国後島及び択捉島の帰属問題以外に、両国間にいかなる領土問題も存在しないことを約束する。

注 記

1. このような条約案は、日本政府にも、またロシア政府にも満足できるものでないことは十分予想されるが、そうであるにせよ、従来の双方の両極端の立場では、まったく接線と妥結がありえないから、係争諸島の折半が最上の方法でないにしても、それは排除されるべきではないようにみえる。

2. 第4-14条は、A案と同様、離島、残留、国籍選択権、基本的人権、免税、平和非核地帯、資源環境保護、紛争解決などにつき規定する。その案文は、Ⅳのもの（291-292頁）と同じである。

3. この条約案には、A案にある国後島と択捉島の帰属問題にかんする議定書はない。一挙に帰属問題は解決されるからである。

4. この条約案は、4島日本帰属案にある、自治区にかんする議定書と同じような内容の文書を構成部分とするよう提示す。ただし、これは2島（色丹島と国後島）についてだけである。

5. また平和友好協力、環オホーツク海圏及び環日本海圏に関する議定書が、この条約案に付属するとすれば、これは日ロ双方にダイナミックな活力と協力精神を生む可能性があるので、これをも提案する。

6. この条約案は、A案にある「平和的解決機構に関する議定書」と同じような内容の文書を構成部分とするよう提示する。

VI 2 島日本帰属の日ロ平和友好協力条約案

歯舞と色丹は日本の主権下、国後と択捉はロシアの主権下、
ただし、議定書により 4 島は平和友好協力のための特別区となる

本稿の冒頭で、ロシア側に相当の不満が表れそうな、または一蹴されることのある 4 島日本帰属の条約案を提示したので、ここで示す「2 島 + a」の条約案は、とくに日本側に多かれ少なかれ不満の残る草案であろうが、このような「2 島 + a」の条約案の提示は、本稿ではバランスが保たれているので、寛大にみていただきたい。

他方、ロシア側は「+ a」を全然考えていないというかもしれないが、小さなことに拘泥せず、また大らかなロシア人の気質をからして、「+ a」の提案をも大目にみていただければ幸甚である。この「2 島 + a」の条約案の骨子は、下記のとおりである。

1. 前文は、Vに記したもの (301-302頁) とほぼ同一である。
2. だし、Vの条約第 3 条は、下記のような案文を提示する。

第 3 条 日本国とロシア連邦は、歯舞群島及び色丹島を日本国の主権の下に、他方、国後島及び択捉島をロシア連邦の主権の下におくことに同意する。

3. この条約案には、IVで提示した「色丹島のロシア人自治区に関する議定書」(297-299頁)、「平和友好協力、環オホーツク海圏及び環日本海圏に関する議定書」(266-279頁)、さらに「平和的解決機構に関する議定書定書」(280-283頁)も付属するものとして提案する。

4. 2 島日本帰属だけの決着は日本側がかなり譲歩していることになるので、別表 (258,260,263,264,267,291頁)でのロシア側からの譲歩が調整されうるのであろうし、また国後島と択捉島を別個の付属議定書で、その両島を特別区にする選択肢もあろう。

む す び に

4 島日本帰属は互惠友好の精神に基づきダイナミックな協力で

協力関係の強化を 筆者の見解では、本論で提示した条約案のなかで、国際調停と司法的解決付きの金子A案が最善であるが、どうしても4島返還でなければならぬとすれば、それ相当の日本側からの譲歩（give）も必要であろう。そのような面でダイナミックな give and take の調整の余地を残しているのが、本論のⅡで提示した「平和友好協力、環オホーツク海圏及び環日本海圏に関する議定書」（266-279頁）である。

Give and take の総体をダイナミックなものとし、4島日本帰属によるロシア側の損失感を少なくする、または実質的に差引き勘定をゼロにするということであれば、その全島の日本帰属の可能性は高まるであろうが、そのように譲歩したにせよ、ロシアが係争諸島を全部または3島を日本に返還するとは保障されていないのである。

したがって、問題を打開するには、筆者としては、より公正かつ確実な国際調停と国際裁判を交渉と平行利用することを提案するわけである。既述した筆者のA案では、2046年から国際裁判が開始するにせよ、判決の言い渡しの直前まで日本は全係争諸島の日本帰属について交渉できるようになっているのである。何が不足であろうか。交渉はガラガラ行うのではなく、しまりも必要である。

係争諸島について、砂ひと粒、岩礁ひとつさえも、絶対に譲歩することがないとキバをむき出しにする対抗的立場と対照的なのは、たがい一般的なかつダイナミックに協力しあいながら、日ロ関係、東アジア、世界の政治的な雰囲気を変えんとする英断と気合で4島（または3島）返還を求めようとする取り組み方である。

絶対に譲歩せず、相手を攻めることは反感と悪感情をまねくが、協力し合う精神からは共感や感動さえ生じ、これはいっそう将来志向をうながし、2国間および多国間の関係発展の一助にもなる。

災いを転じて福となす = 環日本海圏機構をも 私案によれば、わが国とロシアは、環オホーツク圏だけでなく、日口関係の一般的分野で、総体的かつ組織的に協力し合うことになっている。これは日口関係の接近と活性化の道であり、そのみならず、とくに根室と北海道の国際的な様相を相当に変化させるであろう。

環オホーツク海圏機構とならんで重要なのは、環日本海圏機構の構想である。日口両国以外この構想に賛同する圏内の第 3 国が現れない場合でも、まずは日口 2 国間でこの機構を設立する (278頁) ことになっている。しかし、日口両国が、中国、大韓民国、それに朝鮮民主主義人民共和国に共同提案したときに、少なくとも中国と大韓民国は、この機構に加入するか、または関心を示すことはありえるだろう。圏内のすべての国家が加盟国になった場合には、環日本海機構は、EUなどの歩みを参考に、もっと組織化できよう。

戦略的互惠で 日口両政府が、国際調停と国際裁判を外交交渉と併用することになり気でないかぎり、状況を総合的に判断すれば、わが国、われわれは、4 島日本帰属を望むかぎり、またその願望が強ければ強いほど、戦略的互惠の精神に基づき、友好的かつ協力的関係の強化の道程でそれを実現することを試みよう。

その具体的な道は、いくつかあるように思うが、私見のものは、本稿Ⅱの「4 島日本帰属に関する日口平和友好協力条約案」で提示した。筆者は、かならず私の構想通りでなければいけないなどとは考えていない。日口両国、関係者らの要望を考慮して、当然、プラス・マイナス a で補完される必要がある。それは同時に、条約本文と議定書中の別表 (258,260,263,264,267,268,291頁) の具体的項目と数値でも、合意または不満などを調整できよう。

ロシア側から、否定的な要素を含みつつも、なんらか肯定的反応が現れてくるなら、まずは成功したとみることができる。なにしろ 4 島返還要求を一顧だにしない現状で、それに少し関心をはらったことになるからだ。他方、たとい当初は興味を示さなくとも、4 島日本帰属について説得し、相互理解を続ける価値はあろう。

1世紀間も無果実でいられない いつまで日本側は4島日本帰属について説得し続ける価値があるのか。それは、いくらなんでも、第2次世界大戦終結から100年目の2045年が限界であろう。

米国とメキシコは、1848年に講和条約をむすんだが、米国は猫のひたいのような土地にかんする1911年の国際判決に不満で、その後も法的支柱なしに交渉を延々とつづけた。最終的に解決できたのは1963年、講和条約から115年目だが、注目すべきは、外交交渉での果実は、司法的解決の果実より少なかったことである。これは欲張った交渉が「 $-a$ 」になった事例だ⁽²¹⁾。

ビーグル海峡事件では、「南方の島々」をめぐる、1世紀以上も争った。交渉し続けても、講和条約締結のさいは、結局、前判決が基礎となった⁽²²⁾。これは a が「0」の事例だ。諸事例は、法的支柱のない、または危うい主張は、いくら交渉を続けても、 $-a$ 、または0、よくとも猫の額の $+a$ になる可能性が高いということを示唆しており、いくら日ロ両政府が交渉したにせよ、結局、将来の日本政府は2島引き渡して妥結せざるをえない状況さえ脳裏をかすめる。

相手の立場をも深く考えてみるなら 自分は安楽椅子に座って、テレビをみながら、相手にたいしては島からでていけとか、居座るなら日本国籍をとれとかいえるであろうか。もし相手が安楽椅子にすわりながら、皆さん読者に「お前は自宅を売り払っても、どこかに行け、日本国籍は捨てよ」などといわれたら怒るであろう。

住民の人権意識も高まり、日本からの援助をあてにしなくとも、どうにかロシア島民は生活を向上させ、日本への島の引渡しを望まなくなろう。他方、日本の元島民はだんだん亡くなり、もしも島が引き渡されても若い世代はそこに移住する可能性は少ない。そのような面では、ますます状況は日本側に不利になっている。

メドベージェフ大統領は、問題解決のための「独創的アプローチ」を示唆していたが、現れたるはその「独創的アプローチ」にあらず、北特法に反発した軍事演習と「第2次大戦終結の日」の制定である。われわれは、ここで何を理解し、これから何をなすべきか。

NGOの役割 世界市民法廷は、全人類的な性格を有するNGOで、カシミール紛争が核戦争にいたる危険性が生じたさいに、インドとパキスタンの両首脳にたいし、いかなる場合でも、核兵器の行使をつつしみ、この問題を国際司法裁判所 (ICJ) に付託するよう要請し、また日ロ両首脳にたいしても、一定の交渉期間で領土問題を解決できないときには、ICJに問題を付託するよう提案した⁽²³⁾。

領土・境界紛争を解決するうえで、ますますNGOはそれに関与するであろうと予想される。そのようなものに、国連変革世界連合 (WATUN)、世界平和連邦 (WPF) がある。2009年12月、両者は領土境界紛争の公正な解決のための決議を採択し、「われわれは、すべての領土境界紛争解決に資する常設機関を創設することを国際連合に提案する。」としたが、そのようなことに国連自体が乗り気になるまで時間を要することをかんがみ、「われわれがなすべきは、領土境界紛争の解決に貢献する市民社会委員会の設立」を切望するような諸NGOや個人を連結することであると決定し⁽²⁴⁾、さらに日本とロシアの政府には、交渉、調停、ICJの利用などを提案した。(脚注)

脚注 2009年12月の上記の国際文書は、とりわけ、つぎのように述べている⁽²⁴⁾。

1. 両政府は交渉し、国際法の原則と規則を考慮しつつ、公正さにもとづき、できるだけ早期にこれらの領土問題を解決する。
2. 領土問題について、下記の4つの諸条項を骨子とする平和条約を締結することに合意していただきたい。
 - a. 1956年10月の日ソ共同宣言にもとづき、ロシア連邦はまず第1に、色丹島と歯舞群島を日本にできるだけ早期に現実に引き渡すものとする。
 - b. 残りの国後島と択捉島については、できるだけ早期に解決するように双方とも誠実に交渉する。
 - c. もし両国の交渉が、2045年まで結実しない場合に、日ロ両国は、その最終的解決をICJにまかせ、ICJは「衡平と善」を考慮する。
3. もし両国が、上記の司法的解決に合意することができなければ、国際調停によってこの諸問題を解決する方法を考慮するよう提案する。

何をなすべきか 再三ここで協調したいのは、現実と過去の歴史も物語っているように、冷風を送ったり、水掛け論に陥ったりすることは、まったく生産的でなく、温風と陽光のもとでなら、友好的かつダイナミックに解決できる、ということである。1992年に、わが国政府は冷風を送ったので、絶好の好機を逸した。北風と太陽、イソップの教訓は生きているのである。

Give and take の互恵の関係、これは相互的利益を考慮するものであるから、いずれかが損をするということではない。たんに互恵原則を適用するというのでなく、そのような関係はダイナミックでなければ、とても4島日本帰属などは想定されない。国際相場で、日本は百万円相当のロシア石油を買う、そして百万円の代金を支払ったとする。これは相互的に利益を受けているが、これでロシアは4島を日本に引き渡すであろうか。否だ。こと領土問題にかんするかぎり、互恵関係が総体的かつダイナミックで、そして友好的かつ協力的であれば、それだけ可能性は高くなるといえよう。

結論 本稿のテーマについては、下記のようにまとめたい。

1. 固有領土論の交渉での議論は、入口で行き詰まる可能性があるもので、むしろ未来志向にたち友好的、建設的に取組むべきである。
2. 最善の公正かつ確実な条約案は裁判付きのA案だと考える。それであっても、2050年前後の判決言い渡しまで交渉できる。
3. 国際裁判にも乗り気でなければ、次善策として、本稿のⅡの「4島日本帰属にかんする日ロ平和友好協力条約案」を提案したい。
4. この場合、戦略的互恵に基づくダイナミックな日ロ関係の発展計画の決定をもって、4島日本帰属を確定することを提案する。
5. 環オホーツク海圏機構と環日本海圏機構は、日ロ関係だけでなく、圏内諸国の組織化、ひいては平和友好協力関係に寄与する。
6. 重要なことは、両国がもっぱら国益中心に行動するよりは、地球益、地球共同体の発展にも寄与しようとする意欲と実行であり、対立でなく、そのような方向での協力と変革を期待したい。

脚 注

- (1) 国際裁判利用の利点については、拙著、「世界の領土・国境紛争と国際裁判」、第2版、2009年、明石書店、86-89頁。
- (2) これは、すでに北海大陸棚事件で判示されていた。(波多野里望・筒井若水「国際判例研究 領土・国境紛争」、東京大学出版会、1979年、347-371頁)
- (3) ただし、CからGまではプリントで多くの関係者に配布しただけであり、正式の出版物としては公表していない。
- (4) これは、2009年に北海道内の各政党にアンケート調査をしたとき、新党大地から回答を受けた選択肢である。
- (5) 例えば、L.Oppenheim、横田喜三郎、田畑茂二郎、高野雄一、杉原高嶺らの著名な学者(「日ソ・道ソ年鑑」、金子ゼミ、1986年、329頁。)その他の国際法学者としては、入江啓四郎(「ヤルタ協定と領土問題」、ジュリスト、1955・4・15、10頁)、太蔞堂鼎(「領土帰属の国際法」、1998年、東信堂、195-196頁)。
- (6) 北大西洋沿岸漁業事件の判決。前掲書、「世界の領土・国境紛争と国際裁判」、86-89頁。
- (7) クレタ島とサモス島の灯台の事件の判決。前掲書、263-264頁。
- (8) ティモール島事件の判決。前掲書、263-264頁。240-243頁。
- (9) 「戦略的互惠」の用語は、すでに日中関係でも使用されてきており、たとえば、2010年10月12日、衆院予算委員会で、尖閣諸島問題について、最近の中国の振る舞いをどう思うかとの質問にたいし、菅直人首相が答えるに、戦略的互惠関係がアジアの平和や安定につながるよう日中双方が努力しなければならない、という。(北海道新聞、2010年10月13日)。戦略的互惠関係は、環日本海圏機構の構想からみても、これは全方位で適用されるべきである。
- (10) わが国政府からみるなら、「法的にも」との用語が気になるであろうが、多分これが状況の悪化を防止、あるいは改善する方策である。第1、国際法上わが国は国後と択捉にたいする領土権を放棄したと判断される。(本稿255頁)
- (11) オーランド島の帰属問題の解決のさいも、2重国籍が認められた。(原貴美恵、「北方領土問題事件」、106-107頁。この論文は、岩下明裕編「日本の国境・いかにこの「呪縛」を解くか」に掲載されている。)
- (12) 1875年の千島・樺太交換条約では、クシュンコタン港にはいる日本船にたいして10年間にわたり港税と関税を免除、そこに残留した日本人のため、一定範囲でその生涯中免税されるとした。
- (13) 歯舞群島には定住島民がおらず、自治区にする必要がないであろう。
- (14) 日本国憲法にしたがえば、一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票で、その過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定できない(第95条)と定めている。

日ロ平和友好協力条約の金子私案（金子）

- (15) このような中立的かつ複眼的な報道機関の設立は、きわめて重要である。
- (16) ベトロバウロフスク・カムチャツキーを「オホーツク海」に含めていない。
- (17) 「環日本海圏機構についてのこの第8章は、かならずしも日ロ平和条約に不可欠なものでないので、平和条約と別の交渉事項としてもよいであろう。
- (18) 現状では、一挙に日本海を「非核平和地帯」にすることは困難のようにみえるので、まずは諸段階として、「平和理事会」を提案した。
- (19) 所与の事件に関係する条約や慣習法が存在しても、衡平の原則が適用されているとみられるような判例がある。たとえば、グリーンランドとヤン・マイエン島間の海域境界事件（前掲、拙著、169-172頁。）
- (20) そのようであれば、それは日本側にとって有利なことであり、その事実を公表すべきであるが、いつ、だれが、どこで、どのような形式で提議したかは不明である。他方、韓国へICJによる解決を提議した文書は公表されている。（「日本の領土と日ソ関係」、1986年、国際地域資料センター、968-969頁）
- (21) 前掲、「世界の領土・国境紛争と国際裁判」、267-270頁。1世紀も長引いた他のもは、コロンビア・ベネズエラ他の国境事件である。ベネズエラは、1830年スペインから独立したのであるが、隣国のコロンビアから大幅な譲歩をもとめたため交渉は難航し、1886年の判決の履行についても「不自然な」部分が解決された後の一括実施を主張した。（日本の4島一括返還要求と想起されたし）他方、コロンビアは判決は部分的に実施が可能と判断した。（北方領土について、ロシアは日ソ共同宣言に従って2島は引き渡す用意があるのだから、まず2島返還を実現、その後2島について交渉しようとする取り組み方と対比されたい。）1922年の国際裁判では、部分的に実施することが可能と判決された。
- (22) 拙著、世界の領土・国境紛争と国際裁判、2001年、明石書店、308-309頁。
- (23) 拙稿、「世界市民法廷憲章（1）」、116頁。2007年『文化と言語』第67号。
- (24) 拙稿、「世界平和連邦府規約」、171-173頁。これは『札幌大学総合論集』の第29号（2010年）で発表。